

和歌山市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長及び和歌山市教育委員会から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成26年8月26日

| | |
|----------|-------|
| 和歌山市監査委員 | 伊藤隆通 |
| 同上 | 田上武 |
| 同上 | 宇治田清治 |
| 同上 | 中尾友紀 |

包括外部監査結果に基づく措置等の通知に係る公表

平成26年8月26日

和歌山市監査委員

和教政第204号
平成26年8月19日
(2014年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市教育委員会
教育長 原 一 起

包括外部監査結果に基づく措置状況の通知について

平成25年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>1 全般的事項</p> <p>(1) 事業の再編について</p> <p>ア コミュニティセンター、公民館、老人大学での事業再編について</p> <p>生涯学習における施策として、市はコミュニティセンター事業、公民館事業、老人大学事業を実施し、市民に対して様々な種類の生涯学習の場を提供しているが、各事業で開催している講座内容に類似しているものが多数あり、各事業間で調整も実施されていなかった。市は、「対象者、対象地域、講座の規模等が3事業で異なるため、それぞれ目的や特色があり必要な事業である」としているが、市税が投入されている以上、「最少の経費で最大の効果」が発揮されるよう3事業の講座内容を調整することが求められる。その際、幅広い市民が受講し、生涯学習の効果が最大限に得られるようなカリキュラムに再編成するように検討することが必要である。</p> <p>また、「第二次和歌山市生涯学習基本構想及び和歌山市生涯学習基本計画」では、全市学習圏として「生涯学習センター（未設置）」、ブロック学習圏として「コミュニティセンター」、校区学習圏として「公民館」を置いており、生涯学習センターやコミュニティセンター、公民館が個別に生涯学習を推進するのではなく、生涯学習センターを中心にコミュニティセンター、公民館が連携して生涯学習を推進することとなっており、これを実現するには市がリーダーシップを発揮して学習内容の調整を図ることが求められる。現状、生涯学習センターは未設置であるが、老人大学は平成25年度から市民大学として高齢者だけでなく、全市民を対象とした生涯学習の場となったことから、基本構想及び基本計画にはその役割が規定されていなくとも、生涯学習センターの一部機能を担うものとして、市民大学を位置づけることが可能である。それゆえ、市民大学もコミュニティセンターや公民館と学習内容の調整が必要である。</p> <p>これらの事業は業務委託に出されており、委託事業者は3事業で異なっている（コミュニティセンター事業は公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団、公民館事業は各地区公民館、市民大学は市社会福祉協議会）ため、委託事業者間の調整等難しい面もあると考えられる。一方で3事業とも生涯学習課が主管となっていることから、主幹である生涯学習課がリーダーシップを発揮し、3者による協議の場を設け、講座内容の調整を図ることが望まれる。</p> | <p>コミュニティセンター、公民館、老人大学での事業再編について、対象者、対象地域、講座の規模等が3事業でことなるため、それぞれの目的や特色があり必要な事業である。難しいが、翌年度に向けて3者による協議の場を設け、講座内容の調整を図っていく。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>24</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|----------------------------------|-----------|
| <p>イ 類似事業の存在について</p> <p>生涯学習のテーマは一般的に多種多様になることから、他の部局に関連するテーマでも生涯学習部で実施されていたり、部内で異なる予算名ではあるが重複した内容の事務事業が実施されている。他の部局に関連するテーマとしては、人権教育、学校教育、地域活動等がある。他の部署においても市民に社会問題や地域活動、それらに関する知識や情報を周知する事業を展開している。担当部署と協議し、適切な部署に予算を集約し、重点的に事業を実施したほうがより高い学習効果を得られるのではないかと期待される。市はセクショナリズムを排除し、効率的かつ経済的に市民に情報や知識を提供し、学習効果を高めていく仕組みを構築すべきである。</p> <p>また、生涯学習部の部署間でも重複した事務事業が見られる。これらの事業については、同じ生涯学習部のものであるから調整は容易であると思われる。調整においては、前例主義を排除して、事業を実施するのに充てられた予算とそれに対する学習効果を適切に評価し、生涯学習部における事業の選択と集中を図ることが望まれる。</p> <p>一方、市民会館及び和歌の浦アート・キューブについては、共に類似するサービスを提供する施設であるにも関わらず、和歌の浦アート・キューブの芸術的側面を強調することで、その利用が制約を受けている状況にある。両施設の運営管理の委託事業者は、共に市文化スポーツ振興財団であることから、両施設を一体の施設として稼働率を高めるよう効率的な事業運営が必要であり、同時に市民への施設に対する認知の徹底を図ることが望まれる。</p> | <p>生涯学習のテーマは一般的に多種多様になるが、それぞれの目的、学習効果等を考慮しながら、担当部局と協議して効率的な事業運営となるよう進めて行く。また、市民会館及び和歌の浦アート・キューブについて、共に文化活動等の類似した目的の機会を提供する施設であり、特にアート・キューブが芸術的な側面を強調して利用が制約されているものではございません。両施設の運営管理の委託事業者である市文化スポーツ振興財団において、施設の利用予約の問い合わせの際には、両施設の共有を図って利用者の案内を行っており、両施設を一体の施設として稼働率を高めるよう効率的な事業運営と、施設に対する認知の徹底を図ってまいります。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課 文化振興課</p> | <p>26</p> |
| <p>(2) 施設の運営について</p> <p>ア 委託方法について</p> <p>隣接する和歌山市立博物館と和歌山市民図書館の間では、委託している事業のうち植栽及び機械保守はそれぞれ共通の委託先を利用し、契約も一本化を図っている。植栽は、両施設が隣接していること、また機械保守は、利用する機械設備の設置が同一の納入業者によって行われたことに起因している。しかし、他に清掃や警備等両施設に共通する委託事業が複数存在する。許認可の関係で、委託の契約一本化が図れないケースも想定されるが、一本化することで事業費の軽減を図ることが十分に可能と判断される。現状は、委託事業の更なる一本化の検討はされていないようである。隣接する施設はもちろん、必ずしも隣接しない施設館でも委託先を一本化する入札形態や委託形態を試み、委託事業費の軽減を図れる可能性があれば、そのことを実践することが望まれる。</p> | <p>委託方法について、清掃・警備等で共通する委託事業は、従事者の業務体制や専門分野が違うことから、調整が必要な項目はあるが、調達課と協議して検討する。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館 博物館</p> | <p>28</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|----------------------------------|-----------|
| <p>イ 選定方法について</p> <p>生涯学習部管轄の施設の運営管理を検討する過程で、非公募等の選定により公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団が受け持つこととなった指定管理者案件あるいは委託事業案件が下記の通り多く散見された。</p> <p>(1)和歌山市民会館の指定管理事業 (2)和歌山市立和歌の浦アート・キューブの指定管理事業 (3)和歌山市東部コミュニティセンターの指定管理事業 (4)和歌山市河南コミュニティセンターの指定管理事業 (5)和歌山市河西コミュニティセンターの指定管理事業 (6)和歌山市河北コミュニティセンターの指定管理事業 (7)和歌山市中央コミュニティセンターの指定管理事業 (8)和歌山市北コミュニティセンターの指定管理事業 (9)文化財保護（史跡の管理、埋蔵文化施設・設備の維持管理）に関する事業</p> <p>財団の設立、及びその後の事業経緯からも明らかなように、当財団は現在担当する事業分野のノウハウを有した市の外郭団体を統合してきており、現在担当する事業に対する専門性を有しているものと考えられる。しかし、「和歌山市行財政改革大綱」には、「事業の積極的な民間委託」「民間に任せることができる」「前例にとらわれることなく」という文言が記載されており、非公募等による選定がなされかつ継続することについて、大綱の趣旨を踏まえた合理的な理由をまずは明確にすることが望まれる。</p> | <p>コミュニティセンターについては、利用者のアンケート結果から満足度が高く、市民ニーズに沿った管理運営が効率的かつ柔軟に行われているため現段階では改善の必要はないが中長期的な視野において民営化も考慮していきたい。また、市民会館及び和歌の浦アート・キューブの指定管理については、平成23年度当時市民会館の老朽化に伴う耐震工事の計画の策定を考えるにあたり、施設利用者のサービス低下にならないように、また、指定管理期間中に耐震工事が仮に行われた場合の施設の運営をスムーズに行うためには、非公募とすることが必要であったため、非公募にて選定したものである。今後の指定管理の業者選定については、非公募で選定する必要性がなくなれば、公募に切り替える予定である。また、文化財保護事業に関しては史跡の管理や市内出土遺物を保管する埋蔵文化施設の維持管理等については、専門的な知識を持ち史跡を含む市内遺跡の発掘調査を直接担当し、出土遺物の整理・報告書作成を行い、文化財施設において出土遺物管理を実施してきた公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団以外に委託できる団体は存在しないため、今後も当該財団法人に委託して実施したい。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課 文化振興課</p> | <p>28</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|--|-----------|
| <p>(3) 施設の老朽化について</p> <p>生涯学習部で所管している下記の建物については、開館後、数十年が経過しており、老朽化がすすんでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育文化センター ・市民会館 ・市民図書館 ・和歌山市立博物館 <p>なかでも、教育文化センターは開館後42年が経過しており、平成23年度に実施した耐震診断の結果によると、国の定める耐震基準を下回る構造耐震指標（以下、「I s 値」という）となっており、危険性も指摘されていることから、後述するように、早急に移転あるいは補強工事が必要である。</p> <p>また、市民会館についても、開館後34年が経過し、平成22年度に耐震診断を行った結果、「各棟において補強が必要であり、また総合で見ると、すべての部材が耐用年数を超えている事から、耐震補強と合わせて考慮が必要なものであると考える。」となっており、国の定める耐震基準を下回るI s 値を示していた。</p> <p>同様に、隣接する市民図書館も開館から32年が経っており、平成24年度において実施した耐震診断の結果では耐震基準を下回っていた。</p> <p>更に隣接する和歌山市立博物館も、開館後28年を経過しており、その後リニューアル工事を行っていないため設備の老朽化が進んでおり、空調機器やエレベーター等メーカーの保守対応期限をオーバーしているケースも見受けられる。</p> <p>いずれも、予算確保が難しい現状にあるなか、実際に問題等が生じた段階で改修修繕工事をするといった対処療法的な対応が行われているが、適切な修繕時期を逃すと、施設設備の劣化が加速度的に進行する。早々に今後の各施設の継続的な使用の可否を見極めたうえ、使用すると意思決定する場合には、同時に施設の修繕計画（リニューアル工事も含めた）を策定し、それに従い計画的に修繕を行う必要がある。</p> | <p>教育文化センターは、現計画案では平成29年度に小中一貫校の開校による空き校舎を平成30年度に改修し、平成31年度に移転する予定です。</p> <p>市民会館については、電気機械・舞台照明音響設備等の入れ替えを含めた耐震工事を施すよりも新築建替の方が安価と考えられることから、今後の方向性としては、新築建替の方向で、施設の老朽化への対応を行いたい。</p> <p>市民図書館は平成25年度において耐震設計を行った。平成27年度に予算措置する。</p> <p>市立博物館は、開館後28年を経過しており、空調設備、照明設備、さらに展示のリニューアルなど全面的な改修を必要とするので、「基本的運営方針」で改修計画を策定していく。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課 文化振興課 市民図書館 博物館</p> | <p>31</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|-----------|
| <p>2 生涯学習課 (1) 公民館関係事業 ア 市公民館連絡協議会の運営委託に係る報告書の不備について 市は平成24年度、市公民館連絡協議会に運営委託料として2,376,000円を支払っており、運営内容の報告書と領収書等の証拠書類の提出を受けている。監査人が報告書と領収書等の内容をチェックしたところ、適切な証拠書類が提出されていないものと支出の内容に疑義があるものがあつた。適切な証拠書類が提出されていないものは、宿泊研修会宿泊費として1名当たり4,100円で9名分36,900円支出したとしているものであり、添付された領収書に宛名が記入されていなかった。市の支出により宿泊費が賄われており、参加者を特定する必要があることから、市は適切な領収書入手するよう市公民館連絡協議会に指導すべきであつた。支出の内容に疑義あるものは、研究会参加費538,510円のうち、宿泊費160,200円、洋宴会場での夕食代110,000円、昼食代28,350円が計上されている件であるが、市の支出による研究活動費であるから無制限に飲食費を認めるべきではないと考える。市職員等旅費支給条例によれば、当該研究会における1泊分の宿泊費及び2食分の食事費の一人当たり支給額は計13,100円となっているが、実際の支出額では、一人当たり宿泊費8,900円、夕食費5,500円、昼食費1,575円の計15,975円であり、差し引き2,875円超過している。市は「宿泊費分を安くし、夕食費を賄う予定だったが、団体での食事場所について安価で利用できる施設が見つからなかったとのことであり、止むを得ない支出であるため認めたもの」としているが、超過部分については参加者が負担すべきものであると考える。また、報告書によると、研究集会には18人が参加したのにも関わらず、夕食代には19人分が計上されている。当初20人で予約したが、事前に1人キャンセルがあり、事前にキャンセルがあつた部分は取り消すことができたが、当日にキャンセルがあつた部分は取り消すことができずに支払つたものである。市は「当日のキャンセルのため止むを得ない支出」としているが、市はキャンセル理由を調査し、合理的な理由があつた場合にのみキャンセル費用を負担すべきである。委託先からの報告書の受領にあたっては必ず支出内容を精査すべきであり、合理性のない支出については運営委託料として認めるべきではない。</p> | <p>運営委託に係る報告書の不備及び宿泊研修会費の支出等については、次のとおり改善するよう指導いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊費の領収書には、宛名を必ず記載するようにします。 2 研究会参加費の宿泊費等の支出については、和歌山市の職員等旅費条例の定め範囲内で支出するよう遵守します。 3 当日キャンセルの費用は、その理由にかかわらず、個人から負担してもらうようにします。 | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>47</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|----------------|----|
| <p>イ 地区公民館の運営委託に係るモニタリングについて</p> <p>(ア) 完了報告書の根拠資料の確認の必要性について</p> <p>市には42の地区公民館があり、毎年度市と各公民館とが公民館運営に関する委託業務契約を締結している。年度終了後には、各公民館から運営委託事業完了報告書を徴収しており、これには事業ごとの経費の内訳等が記載されている。完了報告書の経費支出内訳には、消耗品費や印刷費等の項目があり、それぞれの金額が記載されている。42地区公民館の中からサンプルとして抽出した公民館のうち、経費支出内訳の項目に「その他」と記載された項目があり、具体的な支出の内容を把握できないものが見受けられた。これらのその他の内容について担当課にヒアリングしたところ、具体的な内容は、材料費や運営費及び賄い費等であるとのことであった。また、完了報告書には、各事業の参加人数の記載がされているが、これらの参加人数については、担当課では根拠資料の提出を求めておらず、参加人数が分かる具体的な資料がないため、その正確性や信頼性が乏しい状況であった。委託事業において、経費はその用途や金額に妥当性があること、また委託事業が効果的に実施されていることが重要である。したがって、担当課においては、内容が確保されていることをモニタリングしなければならない。モニタリングの方法として、経費はその用途が分かる領収書等を入手し、照合することで支出内容を確認することが有効であり、委託事業が効果的に実施されていることを確かめるためには、効果を測る一つの指標である参加人数について、参加者名簿等の根拠資料を確認しなければならないと考える。</p> <p>以上より、現在の担当課の委託事業に係るモニタリングは十分に行われているとは言えない状況である。今後は、経費及び参加人数に関する根拠資料の提出を求め、経費の用途や金額が妥当であること及び事業が効果的になされていることを十分にモニタリングする必要がある。</p> | <p>今年度から、事業委託完了報告者の記載の内容について、</p> <p>1 経費支出内訳の項目を見直し、その他の項目については、さらにその詳細の記載欄を設けて具体的な内容を記載すること。</p> <p>2 各事業の参加人数が把握できる、参加者名簿の提出することなどを委託契約の事業完了報告書の様式変更しました。</p> | 生涯学習部 生涯学習課 | 48 |
| <p>(イ) 仕様書どおりの履行がなされていることを確認する必要性について</p> <p>各公民館の委託業務契約において、委託業者は当該契約に係る仕様書に沿って委託事業を実施する必要がある。仕様書には、人権及び同和教育に関する講座、高齢者に関する講座、成人に関する講座、女性に関する講座を委託期間中1回以上行うこととされており、上記の各講座を少なくとも1回は行うことが求められている。各公民館から事業終了後に提出される運営委託事業完了報告書を閲覧したところ、上記の仕様書に沿って実施した各講座の名称を記載している報告書もあったが、各講座が実施されているかどうか不明瞭な報告書が見受けられた。委託事業は仕様書に沿って実施されることで、委託者の目的とする効果が達成できると考えられるため、仕様書どおりに実施されなければ、委託者の意図した効果が達成できない。今後は、事業期間中に講座の実施状況を現地視察する等、仕様書どおりに適切に事業が実施されるようモニタリングを行い、不適切な事業状況を発見した場合には適切な指導を行う必要がある。</p> | <p>委託事業のなかで、平成24年度までは、仕様書による実施講座の種別をそれぞれ、高齢者、女性、成人の3に分けられていましたが、元々講座の種別がどれに当てはまるのかが曖昧であったため平成25年度からは、これを廃止し、3学級以上の開設と変更しました。</p> | 生涯学習部 生涯学習課 | 49 |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|-----------|
| <p>(ウ) 成果指標等に基づくモニタリングの必要性について</p> <p>市は、事業の概要や進捗を管理するために「事業進捗管理シート」を作成し、毎年度内容の更新を行っている。当該管理シートの項目の一つに、「目標及び実績」があり、ここには活動指標及び成果指標のそれぞれの区分において、目標値、実績値及び年度別達成度を記載している。公民館運営委託事業の当該管理シートを閲覧したところ、成果指標については教室、講座参加者数を指標としているが、平成22年度の実績値が81,582人と前年度に比べて約7,500人と大幅に減少している。毎年度教室及び講座の内容や開催数に大幅な変動がなければ、前年度と同水準の実績値になると想定されるため、おおよそ90,000人前後になると考えられる。しかし、平成22年度の大幅な減少理由は不明とのことである。担当課は公民館の運営委託については、その事業運営が効果的に行われているかどうかをモニタリングする必要がある。成果指標の実績値が目標値を下回る、または大幅に減少している等の効果的に行われていない可能性を示す事実が存在する場合は、その要因を把握し、委託事業者である各公民館へ指導・助言を行うことが必要である。</p> | <p>今年度から、各地区公民館長との面談などを実施し、年度当初に予定した事業の実施状況を聞取調査を行い事業が予定どおり実施されているかの確認を行い、円滑に実施されていない場合は指導・助言を行っていきます。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>50</p> |
| <p>ウ 中央公民館運営審議会の議事録の記載内容について</p> <p>和歌山市公民館条例第3条によると「公民館に公民館運営審議会を置く。」と定められており、これに従って、各公民館に公民館運営審議会が設置されている。中央公民館の平成24年度に開催された運営審議会の議事録を閲覧したところ、議事録には議題に対する報告内容や各委員からの意見が箇条書きで記載されているのみであり、当該報告内容や意見に対してどのような議論となり、何が決議されたかの記載がなされていなかった。また、平成25年2月に行われた第2回の運営審議会では、平成24年度の事業報告及び平成25年度の事業計画が議題にあがっているが、当該事業報告及び事業計画に係る資料が何も添付されていなかった。議事録は、報告内容や各委員からの意見についての記載だけでなく、それに対する決議内容の記載があることで、欠席している委員または出席している委員自体も運営審議会における決議内容を把握することができるし、また第三者にとっても運営審議会が有効に機能していることを把握することができる。また、事業報告や事業計画等の議題となる内容によっては、記載された議論の内容が把握できるよう、その基礎となる資料を添付することが望ましい。</p> <p>以上より、中央公民館の運営審議会議事録には、現在記載されている報告等の内容だけでなく、それに対する決議内容も加えて記載することが必要である。さらに、議事録の閲覧者にとって見易いものとするために、報告内容と決議内容を区別して記載することが望まれる。また、事業報告や事業計画が議題である場合には、事業報告書や事業計画書等の議論の基礎となる資料を添付する必要がある。</p> | <p>事業報告及び事業計画等の資料については、添付をしておりましたが、その内容が不十分であったとの判断であり、今後、精査し資料の添付をします。また、議事録につきましては、今後決議内容を加え、欠席された委員にも内容が把握できるものに修正していきます。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>50</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|----------------|----|
| <p>エ 地区公民館の実施事業における講師報償金の基準の必要性について</p> <p>各公民館で実施している学級開設事業においては、開催する教室等の内容に従って講師を招き実施されている。当該講師に対しては、講師報償金として報酬が支払われている。公民館によっては、すべての学級の回数及び講師報償金を一律としているところもあったが、各地区または実施回数に対する講師報償金の金額は一定ではなく、各公民館が自由に設定している。各地区で同様の内容の学級を実施している場合や講師の経験等が大きく異なる場合は、講師報償金の金額は一定であるべきである。しかし、公民館の実施事業は講師を無償で引き受けている人も多いことから、その意思を尊重する必要がある。現在は、担当課は講師報償金に関する基準を定めておらず、各公民館へ指導も行っていない。今後、担当課は講師報償金に関して一定の指針を定め、各公民館においては一定の指針に基づいて運用していくように指導することが必要である。</p> | <p>講師報償金については、無償の方から外部の派遣講師になると5千円から2万円程度となっております。</p> <p>地区公民館活動の教室については、そのほとんどを地区の方に講師をお願いし、地区の住民がその教室に参加して、地区内の交流を深めることを目的としております。</p> <p>講師謝金に指針を設けることは、無償に近い金額で講師をしていただいている方の気持ちに反するものであり、公民館活動自体の妨げになると考えます。</p> | 生涯学習部 生涯学習課 | 51 |
| <p>(2) 老人大学事業</p> <p>ア 最少催行人数の設定について</p> <p>老人大学運営事業では市民に生涯学習の場を提供するために、パソコンや囲碁、盆栽等20講座、25教室（囲碁1講座2教室、パソコン1講座4教室、その他1講座1教室）を開催している。パソコンは4教室開催しているが、すべての講座で申込者が定員の2倍程度となっており、囲碁も定員の1.5倍の申込者がいる。一方、盆栽は定員40名に対して申込者は2名であり、アートフラワーも定員20名に対して申込者は4名であった。倍率が50%に満たない教室が8教室あり、全体の3分の1弱となっている。受講者が少数にもかかわらず教室を開催すれば、受講生一人当たりの講師料、会場料等が大きくなり、事業運営の経済性が低くなると考えられる。市においても委託業者に任せきりにするのではなく自ら積極的に受講生確保に向けたPRを展開していく必要があるが、それでも申込者が少ない講座や教室は事業運営の経済性を確保するため中止の措置を取ることが適切である。また、市広報紙での募集記事には「申込者が最少人数に満たない場合、開催を中止する場合があります」と記載されているため、市は合理的な最少催行人数を設定した上で、最少催行人数を満たしていない教室については中止することが可能であると考え。今後の市民大学の運営においては各教室の最少催行人数を設定し、最少催行人数に満たない教室は中止するとともに、申込者が低迷している教室についても中止を含めた対策を検討すべきであると考え。また、中止された教室に係る講師料、会場料等は委託料の算定に反映させて、委託料を減額することが望まれる。</p> | <p>講座開講の最少人数については、H26年度開講時の講師会で、申込者が応募予定人数の5割に満たない場合は開講を検討し、年度途中で2割以下になった場合は次年度以降の中止する旨を伝えた。</p> <p>しかし、H26年度については、5割に満たない教室が発生したが、講師の準備などがあり、急な実施はできなかった。</p> <p>H26年度の実績を踏まえ年後半で各講師との面談を行う予定です。</p> <p>委託料については、実施教室数に見合った査定をしていきます。</p> | 生涯学習部 生涯学習課 | 53 |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>イ 柔軟なカリキュラム編成・運営方法による受講者確保について</p> <p>市は平成25年度、高齢者の生きがい施策として実施していた老人大学と一般市民を対象に生涯学習の機会を提供する市民成人学校を統合し、市民大学とした。この事業統合は生涯学習行政の窓口を一元化することとともに、世代間交流を促進することを目的としているが、市民大学受講者の平均年齢は69歳（平成25年度）と高齢者層中心のカリキュラムとなっている。平成24年度の老人大学受講者の平均年齢は71歳だったため、平成25年度は前年度と比較して2歳若くなっているが、新たに追加されたヨガ、手話等の講座の平均年齢が50歳台となっており、主に新たに追加された講座の受講者が平均年齢を押し下げたと考えられる。なお、従来から老人大学で開催されていた講座の平均年齢は70歳前後となっている。老人大学と市民成人学校を統合した目的は世代間交流を促進することにもあるため、市は市民大学のカリキュラム編成や運営方法を見直し、幅広い年齢層の受講者を確保するように検討することが望まれる。</p> | <p>講座見直しによる閉講や老人大学生の卒業により空き教室ができるため、H27年度からの開設講座については、H26年度、市民アンケートなどを行い、住民のニーズに見合った講座の開講を実施していきます。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>55</p> |
| <p>ウ 市民大学と公民館事業の重複について</p> <p>市の生涯学習事業において、市民大学運営事業は市全域を対象としたものとして位置づけられるが、一方、地域に密着した生涯学習事業として公民館事業がある。各事業の対象者、対象地域、受講料は異なるが、内容的に重複する講座も多い。生涯学習の体系は基本構想及び基本計画で示されている通り、生涯学習センター（未設置）を中心に各コミュニティセンターや公民館が地域の生涯学習を担うという形であるが、市費が投入される以上は、市は各コミュニティセンターや公民館にすべてを任せるのではなく、その内容については適切な調整を行うことが望ましい。また、市民大学や公民館事業は外部に管理運営を委託して実施されているため、詳細な講座内容の調整を行うには難しい面もあると思われるが、市の支出によって運営されている事業であるから、別途調整の場を設けて、合理的かつ効率的に事業を遂行すべきであると考え。市は各講座の管理運営を委託している市社会福祉協議会や各地区公民館と講座内容について積極的に調整を行うように指導し、最少の費用で最大の学習効果を発揮するように合理的な生涯学習体系を構築することが望まれる。</p> | <p>市民大学と公民館事業で行っている教室については、設置目的や居住区対象範囲が異なります。</p> <p>公民館の講座は単に学習することを目的としているものではなく、各地区で行う講座等に参加することを通じて地域でのつながりや信頼関係を築くことを目的としています。一方市民大学は、幅広い学習要求に基づき、余暇活動や教養の深化を図るための教室であります。このことから講座内容の調整は必要の無いものと考えます。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>56</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|-----------|
| <p>エ 和歌山市生涯学習人材バンクの活用について</p> <p>市では、様々な分野で知識や技能・経験を持ち、ボランティアの精神で指導や援助できる人材の情報を「和歌山市生涯学習人材バンク登録者名簿」に掲載し、指導者や講師を探す個人や団体に紹介する制度を設けている。実際に、生涯学習課のホームページから登録者名簿を閲覧することができ、指導者や講師とその利用者の橋渡しを行っている。市民大学で開設されている講座は、年数が1年または2年であり、2年のものは将棋や園芸、手編み手芸といったものがある。これらの講座で習得した知識や経験を活かせる場があれば、受講者にとって学ぶ上での励みになるし、さらにそういった知識が受講者から市民に還元されることで、事業の効果にもつながる。そこで、市民大学の卒業生の知識や経験を活かすといった観点から、受講者は卒業後に当該人材バンクに登録し、指導者や講師を必要としている市民に指導や援助ができるのではないかと考える。同時に、受講生には卒業後に講師として活躍の場が与えられるため、講座へ参加することの動機付けにもなり、市民大学の参加者が増加すれば、事業の活性化にもつながる。市民大学の卒業生に人材バンクへの登録を呼びかけ、受講者の学んだ知識を市民に還元できるような取り組みを行うよう、担当課が市民大学運営の受託業者へ指導することが望まれる。</p> | <p>市民大学で培った技能・技術を生かして地域での交流活動に携わり、地域の指導者としても活躍できる環境づくりに取り組むことを、長期総合計画の基本方針としており、人材バンクへの登録と活用についても推進していきます。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>56</p> |
| <p>オ 成果指標の設定について</p> <p>市は、事業の概要や進捗を管理するために「事業進捗管理シート」を作成し、毎年度内容の更新を行っている。当該管理シートの項目の一つに、「目標及び実績」があり、ここには活動指標及び成果指標のそれぞれの区分において、目標値、実績値及び年度別達成度を記載している。市民大学運営事業の当該管理シートを閲覧したところ、成果指標である卒業生の年度目標値は記載されておらず、実績値のみが記載されていた。担当課によると、目標値の記載について、特に必要性を認識していなかったとのことであった。当該項目は、達成度をみることで事業の進捗や効果を把握することができるし、目標値に対する達成度が低い場合は、事業運営の方法を見直し次年度に反映させることが期待されていると考える。したがって、目標値の記載がなければ事業の進捗や効果を把握できず、次年度の事業運営にも反映されないことになり、当該管理シートを作成する意義は乏しい。担当課は、毎年度目標値を記載し、目標値に対する達成度を把握した上で、次年度の事業運営に反映させることが必要である。</p> | <p>平成26年度当初の調査資料に市民大学の成果指標の目標値を市民大学の新入学者数の定員として記載済みです。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>57</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>カ 市民大学の運営事業の契約を一般競争入札で行うことの必要性について</p> <p>市民大学は、平成25年度に老人大学と市民成人学校が統合してできたものであり、統合の目的としては、高齢者を含めた生涯学習を効果的また効率的に行い、世代間交流を活発にすることで市民の教養を高めることとされている。老人大学の運営については、老人大学が設置された当初より、社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会へ随意契約により委託されていた。随意契約により委託が行われた経緯については、契約に係る決裁書によると、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないとき）を適用し、理由としては、「活動拠点をあいあいセンターに置いていることや、対象が高齢者となることから福祉全般の相談業務等に精通した和歌山市社会福祉協議会といたしたい。」とされている。あいあいセンターとは、市民の福祉の増進及び文化教養の向上を図ることを目的とする市の施設である。当該センター内には「福祉交流館」といった施設が設置され、主に高齢者に利用されているが、当該施設の管理は指定管理者制度が採用されており、和歌山市社会福祉協議会が指定管理者となっている。このことから、あいあいセンターに拠点がある老人大学の運営委託についても、当団体に委託されていた。地方自治法上、契約は一般競争入札が原則であるが、経済性よりも優先すべき客観的な事情がある場合には、例外的に他の契約方法も採用できる。したがって、市民大学へ統合前の老人大学においては、高齢者福祉に精通した市社会福祉協議会と随意契約を結ぶことについては経済性よりも優先すべき客観的な事情に該当すると考えられる。しかしながら、市民大学となった平成25年度についても、和歌山市社会福祉協議会へ随意契約により委託が行われており、市民大学となった目的に照らすと、経済性よりも優先すべき客観的な事情があるかどうかは不明であり、公平性や妥当性を欠いているおそれがある。今後は、市民大学となった目的にもある通り、生涯学習を効果的に行う必要があるため、前例にとらわれることなく、随意契約以外のプロポーザル方式等の採用も視野に入れ、市民大学の効率的な運営を行うべきである。</p> | <p>旧老人大学生がすべて卒業する平成27年度以降は、左の随意契約理由が妥当でないとのご意見ですが、市民大学となった現在でも平均年齢が約67歳と対象者は高齢者であり、また会場についても現在はあいあいセンターを使用している状況であります。このことから、契約については当分の間、社会福祉協議会に随意契約をすることが妥当であると考えます。</p> <p>また、現計画案では、中央公民館は平成29年度に小中一貫校の開校による空き校舎を平成30年度に改修し、平成31年度に移転する予定です。それに伴い市民大学を中央公民館で行なえる体制を整えば、市の直営による事業運営を行なう予定です。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>58</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|-----------|
| <p>(3) 教育文化センター管理事業</p> <p>ア 教育文化センターの耐震強度について</p> <p>市教育文化センターは昭和46年に建設された鉄筋コンクリート造5階建の施設であるが、平成23年度に実施した耐震診断の結果によると、「X方向（南北方向）3～1階でI s値が目標値を満足しない結果となり、（中略）Y方向（東西方向）も4～1階までI s値が目標値を満足しない結果となった」とされている。国の定める耐震基準を下回るI s値となっており、危険性も指摘されていることから、早急に移転あるいは補強工事が必要である。耐震改修促進法や国土交通省の告示（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）では、鉄筋コンクリート造の建築物として、最低限必要なI s値を0.6とし、市の目標値としてI s値を0.75と設定しているが、診断結果はI s値0.6を下回る箇所が存在している。国土交通省の告示ではI s値が0.3未満の場合、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」、0.6未満でも「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」としている。特に2階のX方向は0.3を下回っており、倒壊または崩壊の可能性が高いと思われる。また、視察時にはエレベーターが古い機種のため保守点検ができず、貨物のみでの使用が可能という状況であり、コンクリート部分はひび割れが目立ち、会議室では雨漏りも生じていたことから、施設の老朽化は深刻であると考えられる。市教育文化センターの利用状況は、1階が事務局、3階が教育研究所となっており、他の階は会議室として市民成人学校（現市民大学）のOB会等の活動に利用されている。このように現状でも多くの市民や職員が利用していることから、市は利用者の安全を確保する必要がある。生涯学習課では「市内の小中学校統廃合後に、廃校となった校舎に新しい市教育文化センターを移転する予定である」としているが、南海トラフ地震発生の可能性もあるなかで、耐震基準を下回る施設を今後も利用し続けるのは危険であり、速やかに耐震化あるいは移転等の計画を策定すべきである。</p> | <p>現計画案では、教育文化センターは、平成29年度に小中一貫校の開校による空き校舎を平成30年度に改修し、平成31年度に移転する予定です。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>60</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|-----------|
| <p>イ 教育文化センターの備品の管理について 和歌山市物品管理規則第10条によると「備品には、市有であることを表示しておかなければならない。」とされている。この表示とは、備品にシール等を貼付し市の備品であることを示すことである。しかしながら、教育文化センターを視察し、備品の現物調査を実施したところ、一部の備品についてシールの貼付がないために特定できず、備品受払簿と照合することができなかった。備品にシール等を貼付する意義は、備品の現物確認を実施する場合または廃棄等の場合に現物と備品受払簿との照合を容易にするといったことが考えられる。さらに、同規則第19条には「物品取扱主任は、その保管及び取扱いに係る物品について随時検査しなければならない。」とされており、備品にシール等を貼付することで当該検査がより効率的に行えると考えられる。視察を行った後日、当該備品は特定され、さらにシールの貼付も行われたが、視察時にシールが貼付されておらず備品受払簿と照合できなかったことは同規則に違反している。したがって、今後はこのようなことがないように備品にシールを貼付することを徹底し、備品の管理が効率的に行えるようにする必要がある。</p> | <p>すべての備品のチェックをしました。また、今後定期的な検査を実施します。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>62</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|-----------|
| <p>ウ 教育文化センターの備品の受払簿と現物の照合を行う必要性について 備品については、備品が滅失等していないかどうか、または備品の取り替え及び廃棄の必要性がないかどうかを調査するために、備品受払簿と備品の現物の照合を行うことが望ましい。現在、教育文化センターでは上記の照合の手続きは実施されておらず、備品受払簿に記載の備品がすべて実在している、またはすべて取り替え等の必要はなく良好な状態で管理されているとまでは言えない状況である。以上より、備品の実在性や良好な管理状態を確保するために、定期的に備品の現物確認を実施することを検討されたい。さらに、備品の現物確認を実施した際は、実施した事実が分かるようにその結果を残しておくことが必要である。</p> | <p>すべての備品のチェックをしました。また、今後定期的な検査を実施します。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>62</p> |
| <p>エ 教育文化センターに保管されている記念品の有効利用について 教育文化センターを視察したところ、下記のような記念品の在庫が保管されていた。 ・爪きり ・小型の時計 ・ペンライト ・工具セット これらは、生涯学習課の実施事業である公民館事業や成人祝賀式事業等で、過去のイベント参加者に記念品として配布しているものの在庫である。担当者によると、過年度の参加率から当年度の参加者数を見込み、それより不足しないよう記念品を準備しているため、どうしても在庫が生じてしまうとのことであった。これら記念品の在庫の状態は、外装こそやや劣化しているものの、品物自体は十分使用できる状態である。したがって、精度の高い発注方法を行う、記念品自体についても上記に挙げた物品ではなくカタログ方式を導入する等配布方法を見直し、それでも生じる在庫については、生涯学習課や他の部課の事業の記念品等で配布するなど有効活用することが考えられる。また、在庫を有効活用することで保管場所を他の用途に活用することが望まれる。</p> | <p>記念品等の在庫については、個数、物品名等を確認して写真撮影をして、他課で活用の希望がないかを庁内 I P Kにて調査し、有効活用を図っていきます。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>63</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|-----------|
| <p>オ 教育文化センターの活動指標について</p> <p>市は、事業の概要や進捗を管理するために「事業進捗管理シート」を作成し、毎年度内容の更新を行っている。当該管理シートの項目の一つに、「目標及び実績」があり、ここには活動指標及び成果指標のそれぞれの区分において、目標値、実績値及び年度別達成度を記載している。教育文化センター管理事業の当該管理シートを閲覧したところ、活動指標については管理委託数を指標としており、過去4年間において年度目標値、実績値及び年度別達成度は変わらず一定となっている。ここで、管理委託される事業とは、清掃委託事業のように、毎年度大きな変更はなく委託される事業であり、特段の問題はなく委託が行われると考えられる。そのため、管理委託数について達成度を把握し、次年度の事業の実施に反映させるという意味においては、管理委託数を指標とすることは、あまり意義がないと言える。以上より、各年度の達成度を次年度の事業の実施に反映できるような意義のある指標を設定することが必要である。当該管理事業の場合においては、前年度からの委託料の削減率や燃料費、光熱水費の削減率等を指標とすることが考えられる。</p> | <p>活動指標については、委託料の削減率や光熱水費の削減率を指標とする意見であります。会議室の使用率が上がれば光熱水費等も上がるため、これ以上の削減は困難であり活動指標にはふさわしくないと考えます。</p> <p>成果指標については、使用人数から会議室貸し出し件数に見直すこととしました。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>63</p> |
| <p>(4) コミュニティセンター管理運営事業</p> <p>ア コミュニティセンターの備品の管理について</p> <p>市の各コミュニティセンターの備品管理は、市物品管理規則や市コミュニティセンター指定管理業務仕様書に基づき行わなければならないが、北コミュニティセンターを視察し、物品受払簿から任意に備品5点抽出して現物調査を実施した結果、これらの規定等に基づかない管理が2点見つかった。</p> <p>1点目として、市物品管理規則では「物品には、市有であることを表示しておかなければならない」と規定されているが、監査人が北コミュニティセンターで実施した備品の現物調査において、一部の備品には市有であることを示すシールが貼付されていなかった。市や指定管理者は「イベント等の終了後には物品の有無をチェックしており、物品の紛失等がないよう留意している」としているが、シールを貼付したほうが市有であることが明確であり、物品管理の効率化にも繋がると思われる。市は至急、指定管理者にシールを貼付するように指導すべきである。</p> <p>2点目は、市コミュニティセンター指定管理業務仕様書では「備品の点検表を作成し、それに基づき管理点検を徹底すること」と規定されているが、指定管理者は備品の点検表を作成していなかった。市有であることを示すシールと同様に、点検表の作成は確実な物品管理の実施に繋がるものであり、物品の実在性を担保するのにも役立つ。市は適切な時期に、指定管理者に備品の点検表を作成するように指導すべきである。</p> | <p>コミュニティセンターの備品の管理について、改めて指定管理者に対し、表示シールを貼り市物品管理規則遵守と、備品の点検表を作成し管理点検を徹底するように指導する。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>68</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>イ 修繕費の費用負担について コミュニティセンターの修繕について、市と指定管理者は市コミュニティセンターの指定管理に関する基本協定書で、1件につき30万円以上のものは市と指定管理者が協議のうえ、市が予算の範囲内で実施し、30万円未満のものは指定管理者が実施すると協定を結んでいるが、実際には30万円以上のものでも指定管理者が実施しているものがある。市と指定管理者は「協議のうえ指定管理者が実施した」としているが、協議内容についての資料が残されていない。平成24年度において、指定管理者が実施した30万円を超える修繕は、3月の実施が多くなっており分割発注も見られることから市と指定管理者は計画的かつ合理的な修繕の実施と修繕内容のチェックに留意すべきであり、指定管理者が修繕を実施する場合には協議内容を必ず残し、その負担と責任を明確にすべきである。一方、修繕費の費用負担における30万円という基準金額は、市の他施設を参考に設定されたとのことであるが、コミュニティセンターのような市民の使用頻度が高く、迅速な対応を求められる施設において基準金額を低く設定することは、協議等の調整に必要以上に時間を費やすことになり妥当ではないと思われる。また、重要な支出に関してはその負担関係を明確にするため協議を行い、その記録を残すことが求められるが、金額的重要性の低い支出まで協議対象とするのは効率的ではない。</p> | <p>修繕費の費用負担について、協議内容を残すため修繕実施協議書を作成する。また修繕費の基準金額30万円については、調査検討する。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>69</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>ウ 指定管理者の公募について</p> <p>市では、市内の6コミュニティセンターの運営管理について指定管理者制度を採用し、指定管理者として市の外郭団体である市文化スポーツ振興財団が選定されている（平成24年度から平成28年度までの5年間）。平成24年度の指定管理者の選定については現状、非公募にて実施されているが、民間にも門戸を開くためにも公募にて実施することが望まれる。指定管理者制度は地方自治法第244条の2第3項で定められた制度であり、その選考方法は市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例で規定されている。同条例では、指定管理者の選定は公募を原則とし（第2条第1項）、公の施設の設置の目的又は性質により特に必要があると認められるとき等（第5条）に非公募にて選定することができるとしている。市は「市の庁舎機能を持つサービスセンターが併設された複合施設で、市が設立した外郭団体を指定する方が当該施設に配置されている組織の行政目的を円滑に達成できる」「コミュニティセンター管理の実績があり、長期的に一貫したサービス提供が可能である」として、市文化スポーツ振興財団を指定管理者として選考している。しかし、現状においても庁舎機能を持つ部分には市の職員が派遣されており、指定管理者が庁舎機能を代行するわけではないこと、生涯学習の場、文化活動及び地域活動の場といったコミュニティセンターの目的や性質に照らしても、コミュニティセンター管理の実績や長期的に一貫したサービス提供は「特に必要がある」とまでは言えないことから、原則どおり公募で選考すべきであると考え。実際に、他市のコミュニティセンターやその類似施設では市の外郭団体ではない民間事業者が指定管理者に選定されているケースがあり、民間事業者でも指定管理者として管理運営を行うことは不可能とは言えない。また、指定管理者制度自体の目的として、「民間事業者のノウハウやサービス提供能力を公共施設の管理運営に活かすとともに、競争原理を導入することによって、効率的・能率的な管理運営や住民サービスの向上を図るもの」（市のホームページより）としているが、市の外郭団体が依然として運営していたのでは、民間事業者のノウハウやサービス提供能力を導入することができず、非公募では、競争原理も働いていない。長期的に安定したサービス提供を重視すれば、市の外郭団体が優位かもしれないが、利用者目線に立ったサービスや効率的・能率的な運営を重視すれば、他の民間事業者が優位に立つ可能性もある。現状の非公募という選定方法ではこのような事業者を比較考量する機会も失われていることから、市は次回（平成29年度～）の指定管理者の選考を公募にすることを検討すべきである。</p> | <p>利用者のアンケート結果から満足度が高く、市民ニーズに沿った管理運営が効率的かつ柔軟に行われているため現段階では公募の必要はないが中長期的な視野において民営化も考慮していきたい。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>70</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|-----------|
| <p>エ コミュニティセンター図書室の棚卸結果について 河西コミュニティセンターを除く市内のコミュニティセンターには図書室が配置されており、蔵書の貸出を実施している。蔵書の管理のために年に1回、指定管理者は棚卸を実施しているが、担当部局の生涯学習課に対して棚卸結果を報告していない。コミュニティセンター図書室では、棚卸等で不明図書が認識された場合、3年間指定管理者が調査を実施し、3年経過後に除籍処理を行う。棚卸は図書に添付されたバーコードをスキャナーで読み込む方式で行われており、その結果は市民図書館とコミュニティセンターを結ぶ図書管理システムに登録される。棚卸結果は図書管理システムを通じて確認することが可能である。市は「棚卸結果は図書管理システムに登録されており、3年経過後の除籍時に報告されるので、毎年度の棚卸結果の報告は求めていなかった」としているが、図書管理システムには生涯学習課の適切な役職者の承認を受ける機能はない。コミュニティセンター図書室の図書購入予算は生涯学習課から出ているため、生涯学習課の適切な役職者が不明図書の状況を把握することが望ましい。また、市の財産である図書が不明になっているのであれば、市はタイムリーにその状況を把握すべきであると考え。</p> | <p>コミュニティセンター図書室の棚卸結果についての報告書を提出するように指導する。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>71</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|-----------|
| <p>オ 利用者アンケートの集計結果について</p> <p>市コミュニティセンターの指定管理者は、市コミュニティセンター指定管理業務仕様書において、「施設の運営の効果性・効率性や市民のニーズや満足度を把握するため、利用者アンケートを期間を定め年1回以上実施」することが求められており、集計結果は市に報告される。利用者アンケートは、貸館利用者と図書室利用者を分けて実施され、スタッフの接客態度や施設の清潔さ等の具体的な項目について1から5の5段階評価で採点される。利用者アンケートの集計結果は、すべてのコミュニティセンターで総合的満足度は70%を超えている。利用者アンケートの実施と集計は指定管理者が行い、報告書にまとめられるが、市に提出された集計結果の数値はすべてパーセンテージで表されており、アンケート実施期間や回収件数の記載がない。各項目についての満足度と総合的満足度の関連性や総合的満足度の算定方法も記載がなく、指定管理者から提出された利用者アンケート集計のみでは客観的な評価資料としては不十分であると思われる。報告書には集計結果の基礎データとなるアンケート実施期間や回収件数、総合的満足度の算定方法を具体的に記載するように、市は指定管理者に指導すべきであったと考える。また、利用者アンケートは、市民や利用者の忌憚なき声を聞く重要な機会であり、その集計結果は、指定管理者の評価にもつながると考えられるが、利用者アンケートの原本は指定管理者が管理し、市は指定管理者から原本を入手していない。被評価者である指定管理者が行うアンケート調査の客観性を確保するとともに、市民や利用者の直接的な声に耳を傾けるためにも、アンケート調査の原本を指定管理者から入手することが望まれる。</p> | <p>利用者アンケートの集計結果についての報告書にアンケートの実施期間、回収件数、総合的満足度の算定方法を記載するよう指示し、アンケート調査原本も提出するよう指導する。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>72</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>カ 利用料の減免対象団体について</p> <p>市はコミュニティセンターの使用料について、減免制度を設けており（市コミュニティセンター条例第7条）、市の社会教育関係団体が使用し、入場料等を徴収しない場合（同条例施行規則第6条第1項第1号）、地域住民が組織する公共的団体が会議等に使用する場合（第2号）には使用料を全額免除し、特定非営利活動法人が毎年度、減免申請書を提出して適切な利用目的のため使用する等特別な理由があると認められるとき（第3号）には使用料を半額免除あるいは全額免除している。全額免除となる団体は、市コミュニティセンター運営要綱に社会教育関係団体が11団体、地区住民が組織する公共的団体が38団体明記されており、半額免除する団体としては、NPO法人11団体が申請書を提出し、市に受理されている。NPO法人に対する半額免除については平成19年度から実施しているとのことであるが、NPO法人と同様に公的な組織である公益財団法人・社団法人については特にこのような措置は設けられていない。公益財団法人・社団法人は平成19年から施行された新たな公益法人制度において、有識者等から成る県の認定委員会で公益認定された法人であり、NPO法人と同様に公的な性格を有する団体であり、減免申請書を提出して適切な利用目的のため使用するのであれば、利用料を減免しても問題ないと思われる。</p> <p>市において公益財団法人・社団法人からの要望は感知していないとのことであるが、新たな公益法人制度に対応した措置を実施するとともに、NPO法人のみならず公益法人にも減免制度を周知し、公益活動の増進に貢献することが望まれる。</p> | <p>県、市が利用する際も使用料を納めており、効率的な事業運営となるよう条件整備をおこない減免制度を見直して行きたい。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>73</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|-----------|
| <p>キ 図書館ネットワークについて (ア) データに基づいた情報共有について 図書館ネットワークにおける図書の選定については、図書担当者会議の概要によると「大型絵本を購入する際は、他館と重複しないようにすること」「市民からの寄附による購入は、郷土関係の児童書を購入すること」「原則まんがは購入しない」等の内容が話し合われているが、客観的な数値や指標、例えば年齢別の利用者数や種類別の貸出冊数に基づく情報共有が行われていない。コミュニティセンター図書室において重要な数値指標は利用者数や貸出冊数であるが、各センターでは貸出人数、貸出冊数ともに3倍程度の開きがある。市は「新規購入や駐車場の多いセンターが利用者数・貸出冊数ともに多くなっている傾向にある」と分析しているが、年齢層や図書の種類別の分析はなされていない。図書館ネットワークでは子どもの読書推進という理念はもちろん、データに基づいた情報共有を行い、客観的な視点で利用者のニーズの把握や利便性確保を図ることも求められる。</p> | <p>図書の選定については、翌年度に向け、図書担当者会議において地域の特性、利用者のニーズの把握等データに基づき選定業務を行う。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>75</p> |
| <p>(イ) 図書購入の一元化と図書館ネットワークを活用した内容の選定について 将来的には図書購入は一元化したほうが望ましいが、内容の選定は図書館ネットワークを活用し、地域に密着した選定をすべきと考える。今後とも図書館ネットワークの理念に則り、子どもの読書を推進する方針であれば、担当地域の児童総数や児童利用者数、児童書の貸出冊数等は把握することが望まれる。また、児童総数の多い地域では児童書を重点的に選定し、高齢者の多い地域では高齢者向けの図書を重点的に選定するというような戦略的な選定を行えば、図書購入の重複が避けられ、地域ニーズを反映した蔵書になると考えられる。具体的には、平成24年度に開催された図書担当者会議では、コミュニティセンター間の公平性に配慮して、寄贈図書500万円分をセンター毎に均等配分することを決定しているが、均等配分を前提とするのではなく、選定内容や利用者数を重視するほうが望ましい。図書担当者会議では、市民図書館やコミュニティセンター図書室の担当者が数値や指標に基づいた情報共有を行い、地域の特徴を反映し、かつ利用価値の高い図書室にしていくように協議することが望まれる。</p> | <p>図書の選定については、翌年度に向け、図書担当者会議において地域の特性、利用者のニーズの把握等データに基づき選定業務を行う。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>76</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|-----------|
| <p>ク 事業の重複について</p> <p>市は基本構想及び基本計画を策定し、生涯学習施設の整備、充実を図っており、現在6ヶ所にあるコミュニティセンターを10ヶ所に増やす計画を持っている。コミュニティセンターを増設するためには多大な財政負担が予想されることから、生涯学習に対する市の負担を最小にし、最大の効果を発揮させるため、コミュニティセンター事業と公民館事業の整理が必要であると考え。</p> <p>北コミュニティセンターと主にその学習圏内の公民館が実施する生涯学習事業の関係であるが、コミュニティセンターと公民館で重複した内容のものが見られる。市は「コミュニティセンターと公民館では対象とする地域や範囲が異なるため、事業の内容が重複しても止むを得ない場合がある」としている。しかし、基本構想及び基本計画では、生涯学習センターやコミュニティセンター、公民館が個別に生涯学習を推進するのではなく、生涯学習センターを中心にコミュニティセンター、公民館が連携して生涯学習を推進するものとなっており、基本構想及び基本計画を実現するには市がリーダーシップを発揮して学習内容の調整を図ることが求められる。現状では、コミュニティセンターの運営管理は市文化スポーツ振興財団が指定管理者として実施しており、公民館事業は公民館長がボランティアで実施していることから、その調整は難しい面もある。市は基本構想及び基本計画に則り、生涯学習事業の統括的な責任者としてリーダーシップを発揮し、コミュニティセンターの指定管理者や公民館長と調整の場を設けて、各事業の重複を最小限に止め、効率的かつ合理的に生涯学習事業を推進する体系を構築することが望まれる。</p> | <p>コミュニティセンター、公民館では、対象者、対象地域、講座の規模等が異なるため、それぞれの目的や特色があり必要事業である。難しいが、翌年度に向けて協議の場を設け、講座内容の調整を図っていく。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>76</p> |
| <p>(5) 完全学校週5日制対策事業</p> <p>ア 購入先の領収書の提出について</p> <p>当該事業においては、各小学校区子どもセンター運営委員会から年度終了後に事業報告書の提出を受けており、その中の一つに収支決算書がある。収支決算書には、支出項目の金額の根拠となる領収書等の証憑が添付されている。サンプルとして抽出したA小学校区の収支決算書の一部の活動費の説明に記載されているバスケットピンポン、科学教室、クリスマスリース作りのための支出は、外部講師による体験活動等に要した費用である。これらの材料費等は講師によって購入されており、運営委員会は講師へ費用を支払った際の領収書は保管しているが、講師が販売店等で購入した際の購入先の領収書は徴収していない。実際に購入した販売店等の領収書がなければ、金額の正確性や妥当性が不明である。外部講師によって材料費等が購入された場合にも、必ず販売店等の領収書を徴収し、支出金額や支出内容の妥当性を判断した上で、当該購入にかかった費用を支払うべきである。</p> | <p>運営委員長等に徹底します。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>79</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況 (監査実施年度：平成25年度)

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|---|------------------------|-----------|
| <p>イ 活動内容に応じた交付金額について</p> <p>完全学校週5日制対策事業では平成24年度、各小学校区子どもセンターの運営委員会に対して一律140,000円の市交付金を支給している。この金額は平成24年度の予算の範囲内で定められたものであり、根拠規程となる「市子どもセンター育成交付金交付要綱」では一定の金額は定められていない。小学校区子どもセンターの活動状況によれば、全53小学校区子どもセンターの子どもの平均延べ参加人数は630人。延べ参加人数が最も多い小学校区子どもセンターは1,888人なのに対して、最も少ない小学校区子どもセンターは78人となっており、大きな差が生じている。また事業実施回数も、最も多い小学校区は35回実施しているのに対し、最も少ない小学校区は5回となっている。活動回数や参加人数に大きな違いがあるなかで、一律の金額を交付するのはむしろ公平ではない。市は「交付金額は最低限の額と認識しており、地域の実情（地域ボランティア等の人的支援の得やすさ、校区内世帯の経済的事情）も考慮しなくてはならない」とするが、一律の金額では活動回数を増やしたり、内容の充実を図るようなインセンティブは働かないと想定されるため、事業実施回数や参加人数、各小学校区の規模を反映した交付方法を検討することが望まれる。</p> <p>また、非常勤講師が派遣され学力補充を行う土曜教室を実施する小学校区子どもセンターの実施回数が多くなりがちであるが、地域ボランティア等の協力の下、地元の港で獲れた魚を調理したり、伝統芸能を体験する等地域性を反映したユニークな活動のみを行い年間20回以上の実施回数を重ねている小学校区子どもセンターもいくつか見られる。市は「完全学校週5日制対策事業の目的は休日となった土曜日において、子どもの居場所を確保するものであり、土曜教室を実施するか、体験活動を実施するかは保護者や児童のニーズを反映したもの」としている。確かに事業実施においては小学校区子どもセンターの利用者である保護者や児童のニーズを反映させて学力補充を行うことも重要ではあるが、学力偏重により生涯学習等、児童の多様な活動の機会を奪われてしまうおそれも懸念される。体験活動は生涯学習としての意義が認められるが、土曜教室は学力補充を目的としており、学校教育の内容と重複する部分も大きい。生涯学習課としては、本来の生涯学習である体験活動をより推進していくとともに、土曜教室については学校教育を担当する学校教育課とそのあり方について検討することが望まれる。</p> | <p>報告にあるとおり、各小学校区・地域の実情がそれぞれにあるなかでの取組である。それを踏まえた上で、各小学校区子どもセンター運営委員会に、事業実施回数を年間10回程度に向けて実施の少ないセンターには増加を、また実施内容の工夫を働きかけたい。</p> <p>土曜教室の取組については、学校教育課において各小学校区の実情を汲み上げ、実施の希望調査を行い、非常勤講師の選定・派遣を行っており、生涯学習課では予算面を担っている。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>80</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|---|------------------------|-----------|
| <p>(6) 成人祝賀式事業</p> <p>ア 出席者数、出席率の低下について</p> <p>市は毎年成人の日の前日、和歌山ビッグホエールで「はたちのつどい」として成人式を開催しており、新成人に出席を呼びかけているが、少子化の影響により出席者数が大きく減少している。また、新成人該当者数に対する出席者の割合も毎年減少傾向にある。市は「はたちのつどい」実行委員会の構成やプログラムの見直しを行い、出席率の改善を図ることが望まれる。「はたちのつどい」の新成人出席者数は平成4年度の4,617人をピークに減少しており、平成24年度は2,158人と半減している。また、出席率も平成17年度は71%だったが、平成24年度は58.7%となっており10ポイント以上減少している。過去5年間の出席者数、出席率の推移は、出席者数、出席率ともに減少傾向にある。出席者数の減少は少子化傾向にあるため止むを得ない面もあると思われるが、出席率の低下に対しては実行委員会のメンバー、式典のプログラムの再検討により改善が可能であると考えられる。特に「はたちのつどい」実行委員会のメンバーは、市や経済団体、地域団体といった各種団体の代表等で占められており、当事者である新成人が入っていない。また、プログラムの内容も過去4年間に変化はない。なお、記念品は出席者を対象にアンケート調査を実施し、変更を求める意見が多かったことから、平成25年は成人手帳から名刺カードケースに変更している。「はたちのつどい」はほぼ市の交付金によって運営されており、実際の運営に携わる事務局も市職員が担当していることから、より多くの該当者に参加してもらうことが望まれる。特に出席率を高めていくためには、当事者である新成人がイベントの企画運営に参画できるようにし、新成人のニーズを反映したプログラムに変えていくこと等の対策が考えられる。市は実行委員会に対して、メンバーの人選やプログラムの内容について見直しを図るように指導すべきである。</p> | <p>参加率については、過去10年の平均では65%、過去5年の平均では62%で、近年ではやはり減少傾向となっております。</p> <p>これについては、若者人口の都市部への流出により帰省することが困難な方があることや若者の成人式に対する意識の変化なども原因かと考えられます。しかしながら、今後、成人式のイベント自体を魅力あるものとするため、限られた予算の中で、プログラムの見直しや実行委員会メンバーの人選の方法などを含め見直しを図ってまいります。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>83</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|---|------------------------|-----------|
| <p>イ 少子化に伴う経費等の見直しについて 「はたちのつどい」の参加者は減少傾向にあるが、経費は毎年3百万円程度とほぼ横ばいで推移している。主な支出は記念品代（成人手帳の印刷製本費）1,102,500円、式典管理運営委託料846,000円であるが、ともに経費削減の余地があると考えられる。「はたちのつどい」の記念品として出席者に贈呈される成人手帳は平成24年、3,000部が作成された。しかし、出席者数は2,238人であり、後日112人が記念品を受け取ったとしても、配布数は2,350部であり、作成部数の4分の1近くが不要となったことになる。市は「出席者を正確に見積もることは不可能であり、すべての出席者に配布しなければならない以上、ある程度の余剰は必要である」としているが、平成24年に対象となった新成人は3,699人であり、すべての対象者が出席した場合には3,000部では不足してしまう。当初からすべての対象者への配布を予定しておらず、見積りを前提に作成部数を設定していることから、4分の1という余剰は大きいと思われ、過去の出席率の推移から、より精度の高い見積りに基づく調達は可能であると考ええる。例えば、平成24年の新成人該当数3,699人と過去最大の出席率71%で必要数を算定すれば2,626部となり、後日受け取る人を150人程度と想定しても、200部程度の削減が可能であったと考える。なお、平成25年からは記念品の個数を2,800個に減らしたが、記念品が足りないといった問題は起こらなかったことから、よりタイムリーな対応をすべきであった。今後は過去のデータ等を活用し、出席者の水準を適正に見積り、必要かつ十分な経費支出に抑えることが望まれる。</p> | <p>式典管理運営委託料については、少子化による経費削減は難しいところではありますが、できるかぎりの削減を図ってまいります。また、記念品については、より精査して見積もった割合での発注を行い経費節減をしてまいります。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>85</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|-----------|
| <p>(7) 生涯学習における人権教育・啓発の推進事業 年間計画書の提出について</p> <p>地域住民交流促進事業は人権啓発のために地域住民の交流を図ることを目的として、「人権教室」を実施するものであり、市は「人権教室」の講師料を補助しているが、その内容は地域住民に委ねられており、他の生涯学習事業と内容が重複しているもの、人権啓発とは直接的に関係ないと考えられるものが一部に見られる。監査人が他の生涯学習事業と内容が重複している、あるいは人権啓発とは直接的に関係ないと考えた書道、いけばな、手芸といったテーマは、市民大学、コミュニティセンター自主事業、公民館事業でも実施されている事業であり、これらの事業に整理・集約することが可能であると考え。人権に関するテーマも市には人権同和施策課という部署があるため、生涯学習課と人権同和施策課の施策が重複してしまうおそれがある。複数の部署で同様の施策を実施するよりも、専門の部署で重点的に施策を実施したほうが高い効果が期待できるように思える。また、人権啓発とは直接的に関係ないものとして環境問題等に関するテーマがあるが、市には環境政策課という部署があるため人権問題と同様に専門的な部署を通じて実施するのが適切であり、人権啓発に直接的に関係ないものについては内容を十分に検討してから補助を行うべきである。市は交流事業について、一部視察を行い、その実施状況を確認しているとのことだが、すべての事業を視察することは困難である。市が事前に事業内容を把握し、適切な指導を行うためにも、補助対象事業については事業計画書の提出を求めるとともに、将来的には公民館事業や人権同和施策課が実施する事業等との整理、統合を行うことが望まれる。</p> | <p>年間計画書の提出については、あらためて「人権教室」の目的である人権啓発のための地域住民の交流事業として計画するよう指導する。</p> | <p>生涯学習部 生涯学習課</p> | <p>87</p> |
| <p>3 青少年課 (1) 青少年課の運営について 子ども会の空白地区について</p> <p>53 小学校区、分校を含めると55地区あるなかで、地域子ども会あるいは単位クラブ（子どもクラブ、親子クラブ、母親クラブ等）がない地区が21地区ある。これは、昭和63年頃、約600あった単位クラブの数が、平成10年には約300、平成24年には102にまで減少していることから、共働き世帯の増加等の社会環境の変化とともに地域活動が衰退傾向にあると言える。「和歌山市地域活動連絡協議会を通じ、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現を図るため、各地域において活動している母親クラブ・子どもクラブ等の団体の活動の推進及び相互連携による資質の向上を目的」とする「地域組織活動費補助事業」が、前述の子ども会が設置されていない地域においては、子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現を図るため、子ども会等の設置の働きかけを推進していく必要があると考える。</p> | <p>子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現を図るため、和歌山市地域活動連絡協議会への指導、助言を通して、現存する子どもクラブ等への活動継続の支援と、新規設置の働きかけを推進します。</p> | <p>生涯学習部 青少年課</p> | <p>91</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況 (監査実施年度：平成25年度)

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|-----------------------|-----------|
| <p>(2) 子ども会育成事業</p> <p>ア 交付要綱の見直しについて</p> <p>地域子ども会活動支援交付金は、子ども会活動を支援することを目的として、昭和42年度から交付（平成20年度以降は50万円を上限額として）されており、平成24年度においては、総額約34百万円が13地域、69単位子ども会に対し交付されている。当該交付金は、交付金と言う名称ではあるが、本来的な事務、事業の実施主体は地方公共団体ではなく子ども会であり、その子ども会の活動に要する経費を予算の範囲内で交付するという補助金的なものである。「和歌山市地域子ども会活動支援交付金要綱」第1条において、「この要綱は、地域において子どもたちが他人を思いやる心や人権を大切にする心を育み、目標に向かって主体的に行動していく力の育成を図るため、組織的、継続的に活動している子ども会に対し、活動に要する経費を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関し、和歌山市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする」、交付対象については、同第2条において、原則として、1小学校区内に居住する20人以上の児童・生徒を会員として組織され、年間50日以上活動を行う等の要件を満たす子ども会を交付対象とする旨の定めがあるが、市で該当する子ども会は13の子ども会だけである。これは、交付対象の要件である「年間50日以上活動を行うこと」のほか、「指導員として2人以上置いていること」（母親子どもクラブのうち一定要件を満たした単位クラブは除く）や「学習活動、体験活動、交流活動、指導者養成活動の4項目の活動を行うこと」を満たす単位クラブが、13地域子ども会以外にはないためであるが、職員を配置している地域子ども会はその要件を満たせても、それ以外の単位クラブにとってはハードルの高い交付要件である。市内に53小学校区の全児童数18,434人の1割にも満たない13地域子ども会（対象者1,685人）を構成する69単位子ども会に対し各々500千円（県費補助金250千円）の交付金を交付する一方、それ以外の子ども会（単位クラブ）に対しては、「地域組織活動費補助事業」から各々10千円（母親子どもクラブに対する交付金）、一定の要件を満たせば各々60千円（県費補助金30千円）の交付金を交付している現状は、制度の違いはあるものの、結果として、事実上、公平性に問題がある。公平性に問題が生じないように、交付要綱を見直す必要がある。</p> | <p>地域子ども会活動支援交付金のうち13地域子ども会に対する交付金は、和歌山市同和教育方針により、「同和地区児童生徒の実態を把握し、実力を養い、進路指導を充実する」または「同和地区の実態に即し、社会教育を総合的に振興する」とあり、それに基づくものである。また和歌山県青少年育成事業補助金交付要綱及び和歌山市地域子ども会活動支援交付金交付要綱に基づき、地域総合活動を行う子ども会として予算化し、支出しているものであり、その他の母親子どもクラブなどの地域集団活動を行う子ども会に対する交付金とは性格の異なるものであるため、同一のものとして捉え、公平性に問題があるという意見に対し改善の必要はないものと考えます。</p> | <p>生涯学習部 青少年課</p> | <p>93</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|-----------------------|-----------|
| <p>イ 子ども会の活動実態について</p> <p>交付対象となっている13地域（69単位子ども会）のうち、任意に3地域（25単位子ども会）の実績報告書を査閲した結果、いずれの子ども会も、合同行事のため一つの単位子ども会が代表して領収書を受領保管し、各子ども会への配分は、基本的に各単位子ども会会員数で按分している。交付金の対象団体は各単位子ども会であるにもかかわらず、子ども会の活動は合同で活動している実態から、各単位子ども会が主体的に活動できる体制にはなっておらず、「20人以上の児童・生徒を会員として組織され、年間50日以上次の活動を行う」という交付金の趣旨に合致しているか検証する必要がある。平成20年度包括外部監査報告書において、「補助対象要件を満たす子ども会を多く作るために、作為的に子ども会を設けることを可能にしており、制度の趣旨から考えて妥当とは言えない。子ども会の単位については、一定の地域毎に1団体の子ども会しか設置できなくする等、何らかの制限を設けるべきである」との指摘がなされたことに対し、「殆どの団体が1単位20人～25人程度となっているのは、人数が多すぎると指導者の目も行き届かず、少人数指導等、きめ細かい活動を実施することが困難になると考えられるためであります。したがって、ご指摘の子ども会の単位につきましては、活動の際の教育的配慮をした適正規模、適正な基準と考えております。」との措置状況（平成21年10月1日現在）を公表しているが、これは、上記のような合同で活動している実際の活動実態と相反している。</p> <p>このため、子ども会の単位については、実際の活動実態に照らして見直しする必要があると考える。</p> | <p>各単位子ども会が合同で活動するだけでなく、主体的に活動できる体制づくりを目指して、各地域子ども会に指導を行ってまいります。</p> | <p>生涯学習部 青少年課</p> | <p>95</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|---------------|-----|
| <p>ウ 交付対象事業として適切かどうかを判断できる資料の入手について 任意に抽出した3地域（25単位子ども会）の実績報告書を査閲した結果、地域子ども会活動関係事業実績書、地域子ども会活動関係収支決算書に、事業活動の場所や参加人数が記載されていない、また領収書を添付しているが支出内容の説明記載がないため、交付対象事業として適切かどうか判断できないケースが散見された。 和歌山市地域子ども会活動支援交付金要綱第2条（2）2において、対象活動、交付対象経費及び補助事業等実績報告書に添付すべき書類が定められており、交付対象事業として適切かどうかの判断ができる資料を入手する必要がある。</p> | <p>交付対象事業として適切かどうかの判断ができる資料を提出するよう、各地域子ども会に指導を行ってまいります。</p> | 生涯学習部 青少年課 | 95 |
| <p>(3) 地域組織活動費補助事業 交付対象事業として適切かどうかを判断できる資料の入手について 平成24年度の実績報告書及び添付の領収書を査閲した結果、事業活動の場所や参加人数が記載されていない。また事業報告書等で支出内容の概要を把握しているケースはあるものの、領収書に支出内容の説明記載がないため、交付対象事業として適切かどうか判断できないケースが散見された。交付要綱に定める交付対象事業として適切かどうかの判断ができる十分な資料を入手する必要がある。</p> | <p>事業活動の場所や参加人数を記載するよう各地域子ども会に指導を行い、また領収書に支出内容の説明記載を行うことの指導も行ってまいります。</p> | 生涯学習部 青少年課 | 99 |
| <p>(4) 放課後児童健全育成事業（若竹学級） ア 指導員の同一水準の指導レベルを担保する仕組みについて 平成25年4月現在における指導員147名の資格の保有状況は、保育士、幼稚園教諭が28名、小中高教諭14名、2年以上従事している指導員が80名いるものの、資格なしの指導員も23名いる。現状では、指導員には公的資格は特に求められていないが、今後子育て3法の改正に伴い、平成27年4月から、対象児童が3年生から6年生までに拡大されるとともに、指導員の資格要件も国で定められる予定であることから、それを念頭においた指導員の確保が必要となる。現状では、市は、放課後児童健全育成推進員や若竹学級コーディネーターを中心として、月2回程度、各若竹学級を訪問し、指導員の指導等を行うとともに、年1回放課後児童健全育成事業研修会（平成25年1月19日市役所9：30～11：50）を開催、（若竹学級52校全て172名、民間保育園7園8名が参加）指導員の指導等を実施している。しかし、今後、法改正に伴い資格要件が必要になる可能性があること、また、県等が主催の研修会への参加人数が少ないことから、指導員が研修会に参加しやすい環境づくりが望まれる。若竹学級での指導や遊び方、設備、運営の方法等に統一的なマニュアルはなく、各指導員の同一水準の指導レベルを担保する仕組みはないため、マニュアル等を策定するとともに、指導員の研修会への継続的な出席を促す必要があると考える。</p> | <p>現行においても、若竹学級での観察留意事項や事故対応等のマニュアルを作成し、指導員の指導水準のレベルを担保するように努めている。今後も研修会の質を高めるとともに、個別研修も行い指導レベルの向上を図っていきたい。</p> | 生涯学習部 青少年課 | 103 |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|-----------------------|------------|
| <p>イ 歳入の確保について</p> <p>利用料金の設定に際しては、地方公共団体の裁量に委ねられている。市が、平成24年7月から徴収している月額4,000円の利用料金の根拠は、国の「運営費の半分は保護者負担。残りの半分は国と市で負担する」という国庫補助の基本的な考え方に基づき、同学級の運営費の半分を延べ利用者数で割って算出すると料金が高くなるため、民間保育園12園で徴収している料金（平均）約5,000円（おやつ代1000円含む）から、おやつ代相当額1,000円（別途徴収する）を控除した金額相当4,000円を設定したとのことである。平成24年度決算をもとに、運営費について、若竹学級の一人当たり受益者負担割合を算定したところ、受益者負担割合は23.1%となった。なお、就学援助の認定世帯等については、利用料金の減免制度があり、平成24年度の減免対象者673人に対する減免額は約26百万円（2,244千円×12ヶ月）に上る。このため、この減免がなかったものとして、手数料収入に加算して、受益者負担割合を再計算した結果、39.5%となるが、基本の半分には至っていない。また、民間保育園12園について、同様に一人当たり受益者負担割合を算定したところ、受益者負担割合は33.7%となり、基本の半分に至っていない。なお、放課後児童健全育成事業の利用料金（保育料）を他の近畿中核市と比較した結果、市の利用料金は金額的には安い水準にある。</p> <p>放課後児童健全育成事業（若竹学級）が子育て支援の一環であり、利用料金が低い水準にあることは望ましいことではあるが、一方、厳しい市の財政状況のなか、利用者に応分の受益者負担をもとめていくことも必要であり、国の基本的な考えを考慮し、利用者の拡大を図るなど、歳入の確保に努めるべきであると考え。</p> | <p>設定された利用料金の徴収については、空調設備の設置や開級時間の統一（延長）により、平成24年7月から行ったものである。現在以上の設備の充実や開級時間の延長を行うことなく利用料金の値上げを行うことは、利用者の理解を得ることができないため、現在は出来ない。</p> | <p>生涯学習部 青少年課</p> | <p>105</p> |
| <p>ウ 利用時間の延長の可能性について</p> <p>利用時間は、平成24年度に保護者からの要望等をもとに、朝30分早め、夕方30分遅くするなど保育時間の延長を行ってきているが、近畿中核市においては、利用時間の延長制度（延長料金は別途徴収）を設けている自治体もあり、追加料金の徴収とも合わせて検討する必要があると考え。</p> | <p>利用時間については、平成24年度に延長を行い、現在これ以上の延長は考えていない。今後、利用者の意見や社会情勢の動向を見極め、時間延長の必要性を考えていきたい。</p> | <p>生涯学習部 青少年課</p> | <p>107</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|----------------|-----|
| <p>エ 原則口座振替の徹底について</p> <p>平成24年度末における利用料金の滞納者は37人（約45万円）であるが、その滞納月数ごとの内訳は、有料化になった平成24年7月から平成25年3月までの利用料金全額（36,000円）を滞納している者が4人おり、その後も督促、催告を続けているが、監査日現在（平成25年9月18日）も滞納のままである。利用料金の収納方法は、その月の月末が納期限で、原則口座振替による納付であるが、納付書による納付も認められている。平成25年3月分についての口座振替の割合は93.6%であるが、納付書による納付も68名存在する。上記未納者37名の大半が、納付書による納付方法を選択しているものであり、有料化になった24年7月当初から未納の4人はすべて納付書による納付である。口座振替の金融機関は4銀行のみ（郵便局は対象外）であり、納付書の場合は全金融機関（郵便局含む）であり、利便性の点で納付書のほうが高いが、今後、未納者を増加させないためには、「原則口座振替」を徹底することが必要であると考え。</p> | <p>平成26年度の入級申込みの書類において、原則口座振替であることを明記した。</p> | 生涯学習部 青少年課 | 107 |
| <p>(5) 放課後児童健全育成事業（民間保育園） 成果指標の設定について</p> <p>市では、事業進捗管理シート上の成果指標について、「実施保育園数」の目標値と実績値を記載しているが、毎年度達成度100%が続いている。事業の数値目標を設定して毎年度進捗管理をしていくという当該指標の趣旨から、新たな成果指標の設定が必要と考える。</p> | <p>民間保育園での放課後健全育成事業については、必要な事業であるが、現在以上の規模の拡張や縮小の必要はないと思われる。成果指標としての数値目標の設定については必要がない。</p> | 生涯学習部 青少年課 | 110 |
| <p>4 文化振興課 (1) 文化振興課の運営について 文化振興課所管事業の事業費支出評価の妥当性について</p> <p>担当課では、「文化の振興と文化財の保護・活用」という基本目標の下、5つの重点施策に基づいた事業を実施し、毎年、各事業の評価を「事務事業チェックシート」により行っている。しかし、その評価結果は、平成24年度はすべて「A計画どおり事業を進めることが妥当」あるいは「B見直しのうえで継続」となっている。また担当課評価の根拠についても、「後世への伝承」「育成」「保護」「愛護意識」等の抽象的表現を用いているものが多いが、具体的な内容や数値等を根拠としているものはなく、担当課評価が何に基づき決定されているのかが不透明なままに各事業への補助金の支出が決定しているとの疑念をもつことは否めない。したがって、文化振興課所管事業の事業費支出評価の妥当性判断については、今後、事務事業チェックシートにおいて、より具体的な判断根拠等を示されたうえで、当該事業への事業費支出可否を判断されることを検討されたい。</p> | <p>文化財の育成や継承については、受け皿となる団体の存在自体が重要である。文化的な内容を具体的な数値で評価するのは非常に困難であるため、指定文化財の育成・継承を行っている団体からの申請書や実績報告書の内容確認により、適切に補助金の執行を行っていきたい。</p> | 生涯学習部 文化振興課 | 112 |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|---|----------------|-----|
| <p>(2) 文化財保護事業（文化財保護委員会など）</p> <p>ア 国宝重要文化財保存整備費補助金の交付に際しての決裁金額の誤りについて</p> <p>市では、国宝重要文化財保存整備費補助金の交付対象である「養翠園史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業」について、和歌山県より交付決定の通知があり当該補助金を交付することの決定に関する決裁を行うに当たり、本来は国庫補助金の交付決定額である1,850千円で決裁すべきところを、決裁書類である文化財国・県支出関係書が誤って1,350千円で文化振興課長により決裁されていた。文化振興課長が決裁するまでに、4名に回付されていたが、いずれも文化財国・県支出関係書と添付書類である補助金交付決定通知書に相違があることに気付いていなかった。なお、補助金自体は補助金交付決定通知書に記載の1,850千円で交付されているため、補助金交付先に対して支給漏れはなかった。市が直接支出する補助金に関する決裁ではないが、この決裁を受けて相手方である養翠園に補助金交付金額の決定通知を行っていることから、補助金額が妥当であり、かつ正確に交付されていることを確かめる観点からは補助金交付決定通知書と決裁書類の一致を確かめたい。決裁を行うことが必要である。</p> | <p>起案に当たり書類確認を徹底させるとともに、回付のチェック機能も高め、誤りを防止する。</p> | 生涯学習部 文化振興課 | 114 |
| <p>イ 文化財保護委員会の委員の選任過程に関する議事録未作成について</p> <p>市では、和歌山市文化財保護条例第10条に基づき、和歌山市文化財保護委員会を開催している。また同条例第12条2項で、「委員は、文化財保護に見識を有し、学識経験がある者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する」と要件は定義されている。しかし、その選任に関する具体的な運用規定がなく、選任過程に関する議事録も残されていない。したがって、委員の選任手続きに関しその運用規定を設けると同時に、その規定通り選任されているかを議事録として記録を残されることを検討されたい。</p> | <p>文化財保護委員会の委員委嘱については教育委員会における決裁行為により行っている。今後、委嘱に当たり選任過程についても決裁内に記述し、記録として残していくものとする。</p> | 生涯学習部 文化振興課 | 114 |

包括外部監査結果に基づく措置状況 (監査実施年度：平成25年度)

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|----------------|-----|
| <p>(3) 湊御殿管理運営事業 湊御殿の料金設定について</p> <p>湊御殿は、元来は紀州藩の邸宅であるが、同じ紀州藩の邸宅であった国指定重要文化財である養翠園の敷地内に移築し、平成18年度より一般公開されている。市では、平成24年度より、入場者数の増加を図るべく観覧料を一般200円から100円へと半額（高校生以下は無料）にするとともに、和歌山市指定文化財湊御殿観覧料の免除措置に関する要綱第2条により、和歌山城天守閣、和歌山市立博物館、和歌山市国指定重要文化財旧中筋家住宅あるいは養翠園を観覧された方は7日以内の日付の入った観覧時の半券の持参で湊御殿の観覧を無料にするといった対策を講じている。その効果もあり、入場者数は平成23年度に比べて約9倍と大幅に増加している。より多くの市民を含む一般の方に湊御殿の存在を知ってもらおうとともに、その識見を広めてもらうべく上記のような対策を講じることは重要であると考えられる。しかし、同じ紀州藩の邸宅であった養翠園の敷地内にあるにもかかわらず、養翠園は民間企業が運営し、湊御殿は市が運営しているため、料金設定が別々に設定されている。（なお、養翠園の料金は中学生以上600円、小学生以下300円である。）この点、市としては湊御殿を訪れた方に対して、まず養翠園を観覧した後に湊御殿を観覧してもらうことで、湊御殿の観覧料が正規の観覧料から100円引きになる旨の案内を都度実施している。しかし、観覧者が来る都度、このような案内をすることは、業務の効率性に欠けると同時に、観覧者に不要の負担をかけてしまうことは否めない。観覧者への公平性の確保及び観覧者の不要な負担を回避するために、観覧料の免除対象となっている湊御殿を含む市の各施設と養翠園のいずれの順番から観覧しても、観覧料の免除対象となっている市の施設の観覧料に対し統一した割引（100円）を実施することが望まれる。その具体的な方法としては、例えば、湊御殿を含む観覧料の免除対象となっている市の施設を観覧した後に、養翠園を観覧した場合も、観覧料の免除対象となっている市の施設の半券を観覧者から養翠園に手渡し、養翠園は観覧料を割引（半券1枚当たり100円分の割引）する。そして定期的にこれらの免除対象の市の施設と養翠園との間で半券と割引相当額の精算を行う等の方法が考えられる。</p> | <p>養翠園敷地内の湊御殿については、入場料を半額にし、これまでの養翠園の入場料以外に別料金が必要であり入場を見合わせる観光客もみられたことから、養翠園入場者について観覧料を減免する制度を設け、他の文化財施設の入場者にも減免する制度を設けるなど、利用者の拡大に取り組んできましたが、現在までに大きな成果をあげています。また、湊御殿職員や入場者への負担については、養翠園受付と湊御殿受付が敷地内で近接し、受付までの距離的にはほとんど無駄がないこと、養翠園への案内はお客様へのサービスとして必要であること現実問題として入場者の大半が養翠園目的の来訪者であり、湊御殿単独目的の来訪者の絶対数が少ないことから、来訪者への不要の負担、職員の大きな負担増とはなっていません。養翠園と他の市関係の文化財施設との新たな連携については、養翠園が民間経営であり、補填する新たな財源も必要なことから、取り入れるのは難しいと考えます。入場料の値下げや減免制度の導入により湊御殿の利用者拡大に向けては、湊御殿内イベントの開催や市関係の文化財施設との連携により、魅力をアピールすることで、取り組んでいきたいと考えます。</p> | 生涯学習部 文化振興課 | 118 |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|------------|
| <p>(5) 車駕之古址古墳公園管理事業 景石の設置及び撤去について</p> <p>市では、車駕之古址古墳を取り囲っている景石について、当初は古墳の形や大きさをより分かりやすくするために約100個を設置した。しかし、実際の保全とは異なる石が現場に並べられていることが誤解を招くとして批判を浴びた結果、平成22年度以降、景石を少しずつではあるが古墳より撤去し、他への有効利用を図ろうとしている。しかし、今後、数年間かけてこの景石を撤去するにあたっては予算が必要であり、また有効活用地を探すことにも予算をかけなければならない現状からすると、当初よりこのような景石を設置する際に、その意図と効果を明確にし、市民に適切に説明されていれば、この撤去等にかかる将来予算を他の事業に振り向けることが可能であったと考えられる。したがって、今回の景石を設置したあと撤去することに至った経緯を糧にして、これから実施する事業については、その効果を十分に検証した上で、実施されることを検討されたい。</p> | <p>史跡整備等については、施工方法や効果を十分に検証したうえで実施する。</p> | <p>生涯学習部 文化振興課</p> | <p>121</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|------------|
| <p>(6) 市民会館管理運営事業</p> <p>ア 市民会館の今後のあり方について</p> <p>市民会館は開館後30年以上が経過し、建物の老朽化が目立ってきている。市では、平成22年度に市民会館の耐震診断を行った結果、「各棟において補強が必要であり、また総合でみると、すべての部材が耐用年数を超えていることから、耐震補強と合わせて考慮が必要なものであると考える。」との結果となっている。つまり、国の定める耐震基準を下回るI s値となっているため、早急の補強工事等が必要である。耐震改修促進法や国土交通省の告示（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）では、鉄筋コンクリート造の建築物として、最低限必要なIs値を0.6とし、市の目標値としてI s値を0.75と設定しているが、会議・練習棟、大ホール、小ホールの診断結果は、いずれにおいてもI s値0.6を下回る箇所が存在している。国土交通省の告示ではI s値が0.3未満の場合、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」、0.6未満でも「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」としている。特に会議・練習棟3階のY方向は0.3を下回っており、倒壊または崩壊の可能性が高いと思われる。また、視察時に市民会館外壁部分の補修跡が多数見られ、外壁が落下し、市民に被害が及ぶ可能性も高まるとしており、老朽化の度合いは深刻なものと考えられる。さらに、市民会館は紀伊水道に近接している関係上、塩害の被害も見受けられ、一般的残存耐用年数より6～7年程度は老朽化が進行しているともいわれている。以上のような設備の状況と、和歌山県民文化会館が事業再開を行った現状では、平成23年度及び平成24年度の稼働率を期待するのは厳しいと考えられる。この現状を踏まえると、今後の市民会館運営方針として市の選択肢は、大きく3つに区分される。</p> <p>i) 耐震改修とあわせて、長期の休館日を設け、大型の設備補強・補修工事をおこない、リニューアルされた市民会館を引き続き利用する。</p> <p>ii) 現在の市民会館を廃館し、別の場所に新たに市民会館を建設する。あるいは現在の市民会館の跡地に、市民会館を新設する。</p> <p>iii) 市民会館を廃館し、和歌山県民文化会館と和歌の浦アート・キューブを受け皿とする。</p> <p>これらの選択は、費用節減効果とそれに伴う市民が享受する便益の減少、あるいは、新たな意思決定に伴う支出増加額とそれによって市民が享受する便益の増加との比較考量によって、意思決定されるものと判断される。市も、上記の状況を踏まえ、市民会館の今後の方向性について検討は行っている。平成25年度に劣化調査を実施しており、その調査結果を踏まえて今後の市民会館の運営方針を出す予定としている。ただし、平成22年度の稼働率レベルで今後も推移することが予想されるのであれば、少なくとも上記ii)の選択は、別途、合理的理由がない限り難しい。また、ii)を選択する場合は、稼働率の向上をなし得なかった運営管理団体を、より斬新な運営手法をもった団体への変更も視野に入れる必要があるだろう。南海トラフ地震発生の可能性もある中で、耐震基準を下回る施設を今後もこのまま利用し続けることは極めて危険であり、速やかに市民会館の運営に関する基本方針を確定することが強く望まれる。</p> | <p>市民会館の老朽化への対応については、設備の入替えを含めた耐震改修工事を行うよりも、新築建替えの方向で行いたいと考えている。市民会館は、文化の向上と福祉の増進に寄与する文化活動の場として、今後も必要な施設であり、規模については、既存施設と競合しないよう、キャパシティ等のニーズに十分考慮するとともに、建築現場については、利便性やサービスの向上を目指し、他の施設も入る複合施設も検討しながら、施設の更新に向けて取り組む予定である。</p> | <p>生涯学習部 文化振興課</p> | <p>126</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|------------|
| <p>イ 市民会館と和歌の浦アート・キューブでの施設の弾力的運用について</p> <p>「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成24年法律第49号）及び「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行について（通知）」（平成24年6月27日付24庁文第101号）は、施設の運営方針の明確化、質の高い事業の実施、専門的人材の育成・確保及び職員の資質の向上に関する事項、等の方向性を明らかにして、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図ることを目的として制定されている。特に通知の「第二 留意事項」には「鑑賞者の育成について」という項目が設けられており、下記のような記述がある。</p> <p>「劇場、音楽堂等の活性化に当たっては、鑑賞者を育成することも重要であることから、国においては、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心を高めるとともに、理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずることとしているが、地方公共団体、関係団体等においても、それぞれの活動等を通じて、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心が高まるとともに理解が深まるよう努められたいこと。」</p> <p>つまり、市民会館も和歌の浦アート・キューブも、目的は文化の振興であり、実演芸術の公演の場、教育の場であるとともに、鑑賞者を育成することも求められている。しかし、現状、市民会館は収容人数が1,406席の大ホール、656席の小ホールを備え、いわゆるプロの芸術家を招致してのショービジネスの場として利用されている一方で、和歌の浦アート・キューブは最大の多目的ホールでも200名程度しか収容できずショービジネスとしての成立は困難な規模であり、若手の芸術家や学校教育での練習の場として利用される状況にある。このように、市民会館は鑑賞者の育成というよりは実演芸術の公演の場に重きが置かれ、和歌の浦アート・キューブは教育や育成に重きが置かれる施設となっているが、双方の稼働率を見ると、市民会館は、和歌山県民文化会館が事業再開しているため平成23年度及び平成24年度の稼働率を期待するのは厳しい状況であり、また和歌の浦アート・キューブについても必ずしも高い稼働率を維持している状況にもない。しかし、両施設の指定管理者に市文化スポーツ振興財団がなっていることから、利用者の利用目的や意向に沿った形で、両施設の空き状況を確認しつつ、利用者に対しても、十分な説明を行い、弾力的に運営することが可能であると考えられ、今後、さらに推進していく必要がある。</p> | <p>両施設について、利用者の利用目的や意向に沿った形で使用していただいているが、ご指摘どおり利用者に対しても弾力的な運営ができるよう推進していきます。また、施設の全区分の稼働率向上になるよう自主事業等のチラシ作成などで施設のPR活動を図っていく。</p> | <p>生涯学習部 文化振興課</p> | <p>129</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|---|------------------------|------------|
| <p>(7) 和歌の浦アート・キューブ管理運営事業</p> <p>ア 和歌の浦アート・キューブの稼働率を高める振興策について</p> <p>各施設の稼働率については、特に多目的ホールAの稼働率が30%台前半、製作用（B1/C1）が30%台と低い水準となっている。これについて、多目的ホールAは利用用途のほとんどが音楽、演劇等の舞台発表会であり、そういったイベントのほとんどが平日ではなく土日祝日に行われることが多いことによる。また、製作用（B1/C1）の利用用途はサークルの研究会や会議等で、同規模の部屋は地域の公民館、コミュニティセンター等にもあり、利用者が自身の住む地域の施設を使うため、利用者が地域で分散していることによるものである。このことから特に製作用（B1/C1）は施設が市内に多く存在し、あえて和歌の浦アート・キューブに同種の施設を保有しておく必要性が低いと考えられる。そのような状況であっても、より施設の稼働率を高め、当該施設の必要性や当初の建設目的である、音楽・演劇・美術等における芸術文化活動の育成と支援をより強調し、市民にこの地に建設したことの妥当性を強調するならば、和歌の浦アート・キューブ側から積極的に利用してもらえようように市民のみならず、周辺自治体へのPR対策等を講じるべきである。また、稼働率を高める方策のひとつとして、自主事業として実施している様々な体験教室やリサイタル等の拡充と考えられる。比較的若年層向けの事業については参加人数が募集人数と同程度集まる傾向にあり、「音楽・演劇・美術等における芸術文化活動の育成と支援」という事業目的に合致した自主事業の企画・運営がなされていると考えられる。その一方で、比較的高年層向け事業については募集人数割れしている傾向がみられるとともに、それらの事業は内容こそ重複はしていないものの、生涯学習課で運営している市民大学に似通ったものであると考えられる。したがって、和歌の浦アート・キューブで実施する自主事業については、事業目的に照らし合わせ、内容を吟味したうえでより多くの市民が数多く利用できるような魅力ある自主事業の企画立案することを検討されたい。</p> | <p>自主事業について、事業目的を熟知し、利用者の魅力ある事業となるよう各企画の立案を行っていきます。</p> | <p>生涯学習部 文化振興課</p> | <p>132</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|------------|
| <p>イ 施設の駐車スペースについて</p> <p>市では、より多くの市民に利用してもらうためには、公共交通機関の利用や自家用車での来場が不可欠となる。この点、公共交通機関は近隣のバス停留所より市中心部（南海和歌山市駅及びJR和歌山駅）を結ぶ路線バスが1時間に数本ずつ運行しており、当該施設へのアクセスは必ずしも不便とまではいえないものである。しかし、自家用車で来場する市民にとっては当該施設内の駐車台数が24台しかなく、自家用車を使用する頻度の高い市民にとってはかなり少ない台数と考えられる。この点、市ではイベント等の開催にあたっては、近隣の片男波公園の駐車場を開放して極力、片男波公園に駐車してもらうように誘導しているとのことであるが、施設の稼働率を高め、より多くの市民に利用してもらえるようにするためには、イベント開催時のみならず通年で施設近隣に駐車場を確保できるようにすることも選択肢の1つであると考えられる。したがって、より多くの市民の利用を考えるのであれば、可能な限り通年で施設近隣に多数の駐車スペースを確保できるように、担当課のみならず、市各部局あるいは和歌山県各部局と連携を図れる体制を整備し、機動的な確保ができるようにしておくことが必要である。</p> | <p>施設近隣に多数の駐車スペースを確保できるような場所がなく、確保は難しいと考えるが、担当課のみならず、市の各部局及び県とも連携を図れるように協議をしていく。</p> | <p>生涯学習部 文化振興課</p> | <p>133</p> |
| <p>(8) 旧中筋家住宅公開事業</p> <p>他の文化史跡との地理的距離に伴う振興策について</p> <p>市では、旧中筋家住宅公開事業を平成22年度より実施しているが、旧中筋家住宅は、和歌山市東部の和歌山市禰宜にあり、他の文化史跡が市中心部から主に南北に点在している中で、旧中筋家住宅は地理的に離れた地点にあるため、他の文化史跡と一緒に訪れるのには地理的及び時間的にも難しい面があると考えられる。また、駐車場についても自家用車15台分、バス4台分程度を駐車できる駐車場が旧中筋家住宅から南に300mほど離れており、自家用車で来場された方でも、それ相応の距離を歩く必要があるため、この点でも不便さを感じることは否めない。しかし市としては、旧中筋家住宅の東側が熊野古道に面しているため熊野古道の散策とあわせて旧中筋家住宅をPRしたいと考えていることから、旧中筋家住宅についてより多くの方に観覧してもらうためには、他の文化史跡、例えば県と連携し、熊野古道や風土記の丘といった近隣史跡と組み合わせる等、他の部局と連携して、来場者を増加させる施策を改めて検討されたい。</p> | <p>平成26年5月にわかやま電鉄と協議して旧中筋家住宅のパンフレット・イベント情報を伊太祈曽駅で掲示してもらえることとなった。県立紀伊風土記の丘とはお互いのイベントを広報し合うなど連携を行っている。</p> | <p>生涯学習部 文化振興課</p> | <p>135</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|----------------|-----|
| <p>(9) その他の事業</p> <p>ア 美術展覧会審査会に関する議事録未作成について</p> <p>市では、毎年、和歌山市美術展覧会を開催しており、分野ごとに分科会を開催し、その場で審査が行われ各賞を決定している。この各分科会での審査にあたっては市民に一般公開されていることを理由に審査過程を議事録として残していない。現状は市民に一般公開されている中で、審査を行っているため、どのような審査過程を経て受賞者を決定しているのかは市民の目にも留まる形とはなっている。しかし、その内容を明示的に議事録として残すことが、より客観的であり、事後においての透明性も確保されると考えられるため、審査過程の議事録を作成すべきである。</p> | <p>平成26年度第63回和歌山市美術展覧会審査会から、各分科会での審査過程を議事録として作成する予定である。</p> | 生涯学習部 文化振興課 | 136 |
| <p>イ 美術展覧会審査会に関する審査委員の選定基準明確化について</p> <p>市では、毎年、和歌山市美術展覧会を開催しており、分野ごとに分科会を開催し、その場で審査が行われ各賞を決定している。この各分科会で審査を行う審査員について明確な選考基準はなく、別の審査員からの推薦により決定されているが、その選任に関する具体的な運用規定がなく、選任過程に関する議事録も残されていない。現状では、どのようにして審査員が選ばれたのかが不透明であるため、審査員の選任手続きに関しその運用規定を設けると同時に、その規定通り選任されているかを議事録として記録を残されることを検討されたい。</p> | <p>例年2月ごろ次回の和歌山市美術展覧会に向けての委員会議を行っており、より良い展覧会実施のため全体会及び分科会において、意見を集約している。その際に集められた意見は記録として従来から残しているが、次回から審査員の選任手続きを含めさらに詳細なものを議事録として残すようにいたしたい。なお、審査員の選考基準及び任期は、和歌山市美術展覧会審査会条例第3条及び第4条に記載されておりである。</p> | 生涯学習部 文化振興課 | 136 |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|--|------------------------|------------|
| <p>5 市民図書館 (1) 市民図書館について ア 中期計画の策定について</p> <p>組織が成長するには目標に対し現状の課題を分析し、計画を立て、それを実行し、その効果を測定することが必要である。その効果が現れるのが長期になると推測される図書館運営においては、中長期的な計画が必要である。市民図書館の位置づけ、目指すべき方向を質問したところ、市民図書館を開設する前の昭和54年3月20日現在に作成された和歌山市図書館サービス網計画のみであった。市民図書館開設前のサービス網計画と現状を比較すると、当初予定していた分館が開設されなかったことにより、市民図書館の置かれている状況は大きく変化しており、市民図書館の位置付けや目指すべき方向も一部変化していると考えられる。しかし、その後も市の中期計画等に合わせ、子どもに対する読書推進等の課題等断片的な検討は行われているものの、図書館のあり方について検討し、図書館の方針について明記されたものはなかった。また、これらの計画等について総括が行われた記録は認められなかった。中長期的な計画がないと日々の業務に追われ、課題解決に努めることができない。また、市民図書館設置当時と現在では状況が変わっており、現状を踏まえたうえでの施策が必要である。特に市民の読書量向上等にはその成果が現れるために時間を要することから、中長期的な計画なしでは、有効な解決策を見出せない可能性が高い。市民図書館のあり方を見直した中期計画を作成し、課題解決に向けて取り組むことを検討すべきである。</p> | <p>中期計画の策定について、平成26年度に着手している。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>141</p> |
| <p>イ 図書の管理について</p> <p>コミュニティセンター図書室にて保管されている図書も市の財産として適切に管理されるべきである。しかし、市においてはコミュニティセンター図書室が、生涯学習課の所管であるため、コミュニティセンター図書室が有する本について、市民図書館で管理されることとなっていない。そのため、以下の問題が発生していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター図書室での図書の管理が十分にできていなかった。 ・図書購入契約が各々で締結されていた。 一般的には購入数が増加するほど、購入に関する単位当たり費用は減少する。市民図書館に納入する本とコミュニティセンターに納入する本についての購入契約は別契約となっており、一括で契約すれば、事務の効率化を図ること及び本の購入金額を下げる可能性がある。そのため、一括契約を検討すべきである。 ・戦略的な図書の配置を妨げている。 市民図書館内の図書もコミュニティセンター図書室の図書も同じ市の財産とすることで、各コミュニティセンターの立地条件等により特色を出した運営が可能となる。また、開設間もないコミュニティセンター図書室の空いている棚を有効利用することができる。 <p>図書の購入及び管理については市民図書館にて集中して管理することを検討すべきである。</p> | <p>図書の購入及び管理について、生涯学習課及び各コミュニティセンター図書担当者と月1回定例的に会議を開催。市民図書館にて集中して管理するため、コミュニティセンター図書室の分館化を選択肢のひとつとして協議をしている。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>142</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|------------|
| <p>ウ 図書の購入について</p> <p>市民図書館用図書及びコミュニティセンター用図書の購入価格は、それぞれ毎年4月、市財政部調達課において、「本体価格に対する納入金額の割合」について指名競争入札を行なうことによつて決められている。平成21年度から平成25年度までの指名業者数、落札業者及び「本体価格に対する納入金額の割合」は概ね97%前後で推移している。指名競争入札の参加資格は、競争性の確保に留意しつつ、市内業者の育成も考慮して、市内の登録業者で実際に書籍の販売をしている者に限っているとのことであるが、本体価格の概ね96%前後（平成25年度）で決まっていることについて、競争原理が働いているかどうか、他自治体の購入契約方法も参考にしながら、確認する必要があると考える。</p> | <p>図書の購入方法について、他都市の購入契約方法と比較しても、本体価格に対する納入金額の割合が高くはないので、現在の指名競争入札が妥当と考える。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>143</p> |
| <p>エ 貸出資料1点当たりの支出額（コスト）について</p> <p>市民図書館の貸出資料1点当たりの支出額（165円）が、他の中核都市（平均147円）と比べ、高い状況にある。当該金額には人件費が含まれていない。そこで市民図書館にて発生している人件費98,419千円（平成23年度）を加えて貸出資料1点当たりの支出額を算定すると、貸出資料1点当たりのコストは290円となる。市民図書館の貸出資料1点当たりの支出額を改善するためには、支出額を下げるか、貸出数を増やす努力が必要である。図書館費については他の中核都市平均の半分以下であることを踏まえると、分母である貸出資料点数を増やすことが現実的な改善方法であり、同時に市民図書館が生涯学習に貢献する目的に合致すると考える。</p> | <p>貸出資料1点当たりの支出額（コスト）について、平成25年9月より雑誌の貸出を開始。貸出用資料の質・量ともに充実させる方向で進めていく。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>144</p> |
| <p>(2) 図書館サービス運営事業</p> <p>ア 蔵書冊数の管理について</p> <p>蔵書冊数に関し管理状況を確認したところ管理が不十分であることが発見された。平成23年度蔵書数＋平成24年度受入冊数－平成24年度除籍冊数を計算したところ、平成24年度蔵書数と216冊差が発生していた。市民図書館では当該216冊の差異についてその原因を管理していなかった。市の財産として適切に管理されるよう、受入、除籍、蔵書数を適切に管理されるよう改善すべきである。</p> | <p>蔵書冊数の管理について、平成26年12月からの新コンピュータシステムにおいて、データ管理を徹底するように改善する。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>146</p> |

包括外部監査結果に基づく措置状況 (監査実施年度：平成25年度)

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|--|------------------------|------------|
| <p>イ サービス向上について</p> <p>現在市民図書館が市民に十分に利用されているとは言いがたい。コミュニティセンター図書室を含めても、市民一人当たりの貸出件数は3.6点（市民図書館のみだと2.0点）と中核市で31位の順位である。市民図書館における利用者増加のためにどのような施策を実施しているか見てみると図書館で行われている読書を推進するきっかけを作るための行事等では、参加者数は減少傾向となっている。子ども読書推進計画ではティーンズ（10代）向けのコーナーの設置が平成29年度末までとなっている。すぐに設置しない理由を質問したところ、現状ではスペースに余裕がないことから、耐震化工事時に行われる配置換えと同時期に設置を計画しているとの回答を受けた。また、市に図書館が1館しかない（コミュニティセンター図書室を含めても6箇所である）、市民図書館に無料の駐車場がないという物理的な観点からも利用者が伸び悩んでいるという課題に対して、平成23年度にJR和歌山駅のわかちかサービスセンターにサービスポイントを設置に向けた財政課との交渉が行われた。しかし、返却ボックスの設置に止まり、サービスポイント設置の実現には至っていない。このため、市民の参加を募り改善策を検討するなどサービス向上に向けた施策を検討すべきである。そのうえで、当該サービス向上策を実行した結果、その効果が認められない場合は、指定管理者制度の導入等、運営形態の見直しも含めて検討する必要がある。</p> | <p>サービス向上について、駐車場は図書館利用者に1時間無料としている。年間の行事として新規に、児童室で「あかちゃんおはなし会」の開催及び3階ホールで「おんがく会」の開催等、幅広い年齢の市民が図書館に興味を持ち、利用増に繋がるよう実施。市民への図書館サービス実施に当たり指定管理者制度が相応しいかについて、関係課を交えた図書館サービス検討委員会で協議している。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>147</p> |
| <p>ウ 目標値計算の妥当性について</p> <p>市民図書館とコミュニティセンター図書室における貸出サービスについては、両者が協力することで更に利便性が高まると思われる。市民図書館の成果指標として市民一人当たりの貸出資料数を掲げている。当該成果指標の計算は「年間貸出件数÷年末における市民数」にて計算されている。この年間貸出件数には市民図書館の窓口と移動図書館にて貸出された数値のみが含まれる。貸出数の推移より、コミュニティセンターの新設に伴い一部の市民図書館窓口、移動図書館の利用者がコミュニティセンター図書室の利用に切り替えていると推測される。そのため、市民図書館のみを対象とした現在の指標は、市全体で読書推進を行うのに適した指標とは判断できない。コミュニティセンター図書室と市民図書館が協同で市民の読書増進に努めるべく、コミュニティセンター図書室利用者による貸出数も考慮した上で、目標及び実績を算出すべきである。</p> | <p>目標値計算の妥当性について、コミュニティセンター図書室は図書館法による図書館ではないため、全国の公立図書館の統計に含まれていない。しかし、各コミュニティセンター図書室の貸出数をも含めた成果指標の計算をするように改善する。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>147</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|---|---|------------------------|------------|
| <p>エ 議事録の作成及び保存について 選書会議要綱において専門職の意見を交換するために、原則として月1回選書会議を開催することとしている。市民図書館において選書会議議事録の閲覧を求めたところ、議事録が作成されていなかった。担当者が選書会議にて利用した資料、メモ書き等をファイルしていたことから、会議が開催されたことは推測できるが、適切な出席者により適切に議論が行われたかどうかの確認ができなかった。適切な参加者により市民のために選書に関する議論が行われたことを証明するために、議事録等を残すことが望ましい。</p> | <p>議事録の作成及び保存について、平成26年4月より作成し、保存している。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>148</p> |
| <p>(3) 図書館施設管理事業 ア 施設の老朽化について 市民図書館は、開館から32年が経っており、建物の老朽化が進んでいる。平成24年度において実施した耐震診断の結果では耐震基準を下回っていたため、平成25年度において耐震化工事の設計、平成26年度以降において耐震化工事に着手する予定である。その他空調等の建物附属設備に関しても建設当初のままであり耐用年数を過ぎていることから、同時にこれらの交換も検討しているとのことであるが、早急に改修計画を策定する必要がある。</p> | <p>平成27年度に予算措置する。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>151</p> |
| <p>イ 備品管理について 市では物品管理規則において備品には市有であることを表示しておかなければならないとしている。しかしながら、一部の備品について管理状況を確認したところ、備品として登録され、現物が存在するものの、市有であることを示す資産管理シールが貼られていない備品が散見された。備品管理が行えるよう、資産管理シールの貼付を徹底し、適切な管理を実施すべきである。</p> | <p>資産管理シールを出納室に依頼、早急に備品に添付、改善する。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>151</p> |
| <p>ウ 個人情報へのアクセスについて 和歌山市個人情報保護条例第12条1項において保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、必要な措置を講じ、保有個人情報の適切な維持管理に努めなければならないとされている。しかしながら市民図書館及び同じシステムを利用しているコミュニティセンター図書室に設置されている全ての業務用端末（51台）、及び市民図書館及びコミュニティセンター図書室で勤務する全ての従事者に付与されているID（76人）で個人情報の閲覧及びデータの抽出（ダウンロード）が可能であった。個人情報がデータで抽出可能であると、容易に複製可能な大量の個人情報が一時に流出するリスクがある。そのため、データの抽出ができないよう制限を加える、又は一部の限定された端末及びIDのみに許可するなど、無条件に権限を与えないことを検討すべきである。また、個人情報流出のリスクを下げるためには全ての業務端末及び付与IDに個人情報の閲覧を認める必要があるのかについても検討すべきである。</p> | <p>個人情報へのアクセスについて、平成26年12月からの新コンピュータシステムにおいて改善する。</p> | <p>生涯学習部 市民図書館</p> | <p>152</p> |

**包括外部監査結果に基づく措置状況
(監査実施年度：平成25年度)**

〔監査テーマ〕

生涯学習部の財務事務について（施設の運営管理を含む）

| 監査結果等 | 措置等の内容及び状況 | 担当局部課等名 | 頁 |
|--|---|----------------|-----|
| <p>エ データの記録について</p> <p>目標を立てて計画を実現するには現状の把握が必要である。しかしながら、現在の市民図書館のシステムでは年齢別の貸出数や、個人別の貸出数などが把握できない状況にある。例えば、市では10代の読書量減少に対して取り組む姿勢だが、10代の市民に対する貸出数が把握できない。また、登録者数は把握できるが、実質的な利用者、例えば1年間に何人が貸出を利用したかについても把握できていない。このような状況では、現状の分析が行えず、また何らかの方策を実行し、その後成果が把握できないため、今後、図書館の運営計画や、方策の成果が把握できるよう、システムデータの保存方法について検討すべきである。</p> | <p>データの記録について、平成26年12月からの新コンピュータシステムにおいて改善する。</p> | 生涯学習部 市民図書館 | 152 |
| <p>6 和歌山市立博物館 博物館施設維持管理事業</p> <p>(1) 設備の修繕計画について</p> <p>和歌山市立博物館は、開館後28年を経過しており、その後リニューアル工事を行っていない。設備の老朽化が進んでおり、空調機器やエレベーター等メーカーの保守対応期限をオーバーしているケースも見受けられる。予算確保が難しい現状にあるなか、実際に問題等が生じた段階で対応するといった対処療法的な対応が行われている。適切な修繕時期を逃すと、設備の劣化が加速度的に進捗することから、リニューアル工事も含めた修繕計画を策定し、それに従い計画的に修繕を行うことで、利用者に不測の不便を与えないようにすることが望まれる。</p> | <p>老朽化が進む各設備について、空調機については、性能調査はすでに完了し、現在、取替えにかかる費用の見積の積算を行っているところであり、補助金等の摸索と平行しより効果的な修繕計画を作成する。その他の設備についても、一括リニューアルが望ましいが、現在、メーカーと代替部品などによる効果的な修繕方法について協議を行っている。</p> | 生涯学習部 博物館 | 165 |
| <p>(2) エントランスホールの壁に設置された石を使用したオブジェについて</p> <p>開館当初から、和歌山市立博物館のエントランスホールに設置されたオブジェに利用される石には、相当に重量のあるものも多く存在し、現在落下防止のため5年1度、シリコンを注入すると確認している。ちなみに、このシリコン注入による作品の補修費用は、1回で概ね500千円を要すると確認している。この作品の博物館における意義を考慮し、その意義及び撤去費と落下によるリスク及びその維持費を比較考慮し、落下のリスク及びその維持費という負のコストがより高いのであれば、撤去をすることが望まれる。このような危機管理は、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の第16条第1項には、規定が設けられている。とりわけ、近く大地震発生の予測がなされ、その対策に市が奔走する現状を踏まえると、その検討を急ぐ必要がある。</p> | <p>エントランスホールオブジェについては、補修工事により落下防止を図ってきたが、今後大規模補修の必要も考えられる。また、何よりも大地震が発生した場合、落下の危険性は計り知れないとの結論から撤去のための予算措置を講じ6月に撤去工事を完了した。</p> | 生涯学習部 博物館 | 165 |